

第4章 移動等円滑化促進方針

4.1 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 地区の設定の考え方

移動等円滑化促進地区の設定要件は、バリアフリー法において以下のとおり定められています。

◆バリアフリー法で定める地区設定の3要件

- ①高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設やその他の施設があり、かつ施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②施設及び施設間を結ぶ経路（道路、駅前広場、通路等）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区
- ③移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

これを踏まえ、大きく2つに分けて岡山市における移動等円滑化促進地区の設定及び範囲の考え方を定めます。

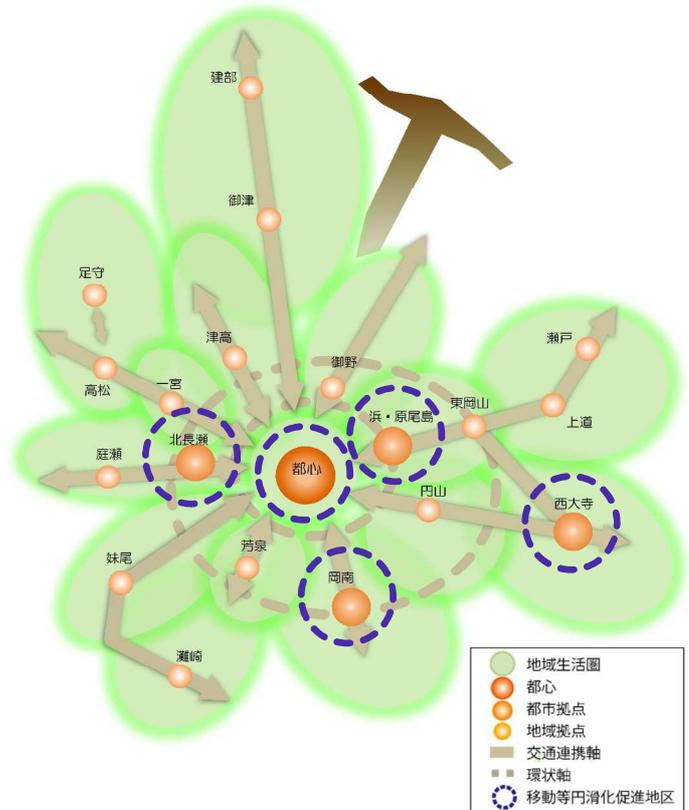
1 岡山市第六次総合計画「マスカット型都市構造」を踏まえた設定

岡山市第六次総合計画では、今後の人口減少・少子高齢化の進展を見据え、都心と周辺地域の各拠点に、商業・業務、医療・福祉等の様々な都市機能の集積を図るなど、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい、密度の高いまとまりのある都市空間を形成することとしています。

このことを踏まえて、岡山市第六次総合計画で位置付けられている「都心」及び「都市拠点」の計5地区を、移動等円滑化促進地区に位置付けます。

表 4-1 「マスカット型都市構造」を踏まえた移動等円滑化促進地区の設定

岡山市第六次総合計画	移動等円滑化促進地区
「都心」	岡山駅周辺地区
「都市拠点」	北長瀬地区
	浜・原尾島地区
	西大寺地区
	岡南地区



出典：岡山市第六次総合計画

図 4-1 コンパクトでネットワーク化された都市構造「マスカット型都市構造」のイメージ

＜範囲設定の考え方＞

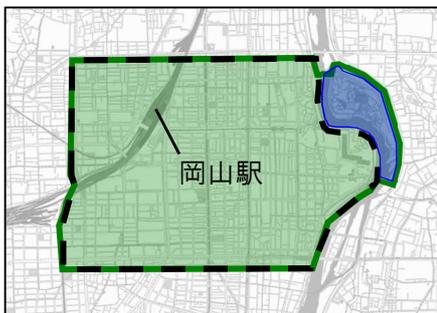
岡山市の都市計画を考慮し、各地区の範囲を以下のとおり設定します。

「岡山駅周辺地区」は、都市機能の集積性が高く、整備による広域波及効果が期待できる区域として設定されている中心市街地の重点整備エリアに、後楽園周辺を加えた範囲を設定します。

その他の地区は、岡山市立地適正計画において「都市機能誘導区域」に位置付けられている範囲を基本とし、「浜・原尾島地区」では、本地区周辺でより人の移動が多い西川原駅を含むよう範囲を設定します。また、「西大寺地区」では、都市計画制限により都市機能誘導区域には含まれていない箇所が地区内にありますが、移動等円滑化促進地区としては、一体的な移動等の円滑化を図る観点から地区に含めることとします。

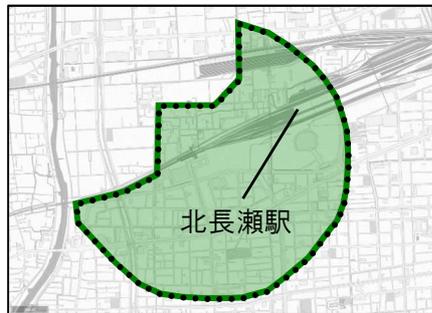
岡山駅周辺地区

中心市街地（重点整備エリア）に後楽園周辺（青色部分）を加えた範囲



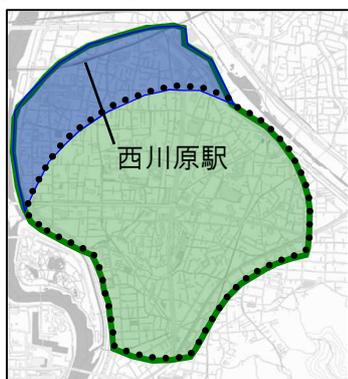
北長瀬地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」の範囲



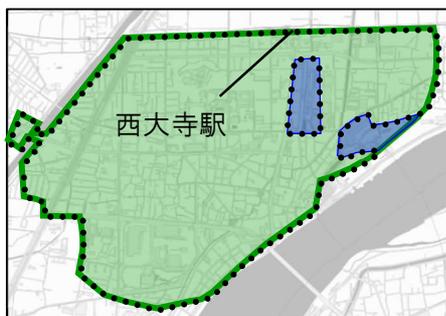
浜・原尾島地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に西川原駅周辺（青色部分）を加えた範囲



西大寺地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に青色部分を加えた範囲



岡南地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」の範囲



【凡例】	
	移動等円滑化促進地区 (青色部分含む)
	中心市街地 (重点整備エリア)
	都市機能誘導区域 (岡山市立地適正化計画)

図 4-2 移動等円滑化促進地区の範囲設定

国においては、バリアフリー法により移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めることになっており、令和2年11月20日に「バリアフリー法に基づく基本方針の次期目標（令和7年度末まで）」の最終とりまとめが公表されました。

その中で、鉄軌道駅におけるバリアフリー化（段差の解消等）について、以下のとおり新たな目標が設定されています。

鉄軌道駅におけるバリアフリー化（段差の解消等）

現行	・ 平均乗降客数が 3,000 人以上/日の施設は原則 100%	
↓		追加
次期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均乗降客数が 3,000 人以上/日の施設 ・ 基本構想（重点整備地区）の生活関連施設に位置付けられた平均乗降客数 2,000 人以上/日の施設 	は原則 100%

このことを踏まえ、平均乗降客数 2,000 人以上/日の鉄道駅を中心とした移動等円滑化促進地区を、鉄道駅のバリアフリー化の状況を踏まえて設定します。具体的には、平均乗降客数 2,000 人以上/日で、駅の段差解消及び駅へのアクセス経路（少なくとも 1 経路）の歩車分離がされている鉄道駅を含む地区は移動等円滑化促進地区に位置付けます。

表 4-2 国の「バリアフリー法に基づく基本方針の次期目標」を踏まえた移動等円滑化促進地区の設定

平均乗降客数 2,000 人以上/日で、以下を満たす鉄道駅を含む地区	移動等円滑化促進地区	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅の段差解消がされている ・ 駅へのアクセス経路（少なくとも 1 経路）の歩車分離がされている 	東岡山駅周辺地区	妹尾駅周辺地区
	瀬戸駅周辺地区	大元駅周辺地区
	備前西市駅周辺地区	大多羅駅周辺地区
	備中高松駅周辺地区	備前三門駅周辺地区
	備前一宮駅周辺地区	

<範囲設定の考え方>

上記の9地区においては、各鉄道駅を中心とした半径1km圏のうち市街化調整区域を除いた範囲を設定します。

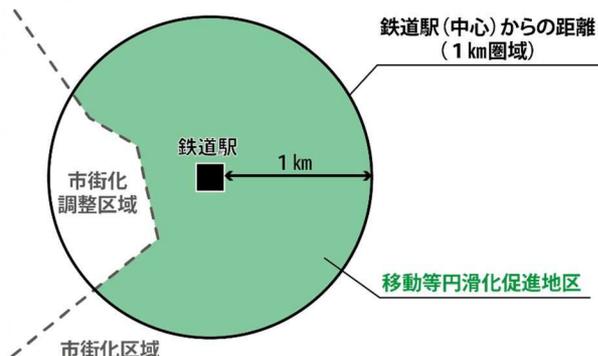


図 4-3 移動等円滑化促進地区範囲設定のイメージ図

(2) 生活関連施設・生活関連経路の設定の考え方

1) 生活関連施設の設定の考え方

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことを指します。

本計画における移動等円滑化促進地区及び重点整備地区（第5章）における生活関連施設の選定方針として以下のとおり定めます。

- ①国の「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」をベースに検討
- ②以下の利用が見込まれる施設を選定
 - ・不特定かつ多数の者が利用
 - ・主として高齢者・障害者等が利用
 - ・遠方からの広域的な利用
- ③バリアフリー法における移動円滑化基準適合義務の対象施設を踏まえて選定

表 4-3 国の想定する生活関連施設（左）及び移動等円滑化基準適合義務対象施設（右）

区分	「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」 ＜生活関連施設＞	【参考】バリアフリー法 ＜移動等円滑化基準適合義務対象施設＞
	種類	■旅客施設 ■特定路外駐車場 ■特定公園施設 ■特別特定建築物（床面積2,000m ² 以上）
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場	■保健所、税務署他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ■銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
	郵便局、銀行、ATM	
	警察署（交番を含む）、裁判所	
	市民・地区センター、コミュニティセンター等	
	都道府県税事務所、税務署	
教育・文化施設等	図書館	■特別支援学校 ■公立小中学校 ■劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ■集会場又は公会堂 ■展示場 ■博物館、美術館又は図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール	
	学校（小・中・高等学校）	
	公民館	
	博物館・美術館・音楽館、資料館	
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	■病院又は診療所 ■老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの （主として高齢者、障害者等が利用する施設） ■老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	
商業施設	大規模小売店舗等	■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ■公衆浴場 ■飲食店 ■理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋 その他これらに類するサービス業を営む店舗
	商店街等（地下街含む）	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	■ホテル又は旅館
公園・運動施設	公園	■都市公園内の園路等 ■体育館・水泳場（一般公共の用に供するもの）、ポーリング場又は遊技場
	体育館・武道館その他屋内施設	
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設	■500m ² 以上の駐車料金を徴収する路外駐車場 ■自動車の停留又は駐車のための施設 （一般公共の用に供するもの）
	観光施設	
	路外駐車場	
ガイドライン外	—	■鉄道施設、軌道施設、バスターミナル ■車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ■公衆便所 ■公共用歩廊

表 4-4 岡山市の移動等円滑化促進地区・重点整備地区における生活関連施設の選定

○：ガイドラインと同様に選定 一部：ガイドラインの施設の一部を選定
 追加：項目を追加選定 ×：項目を未選定

区分	「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」 ＜生活関連施設＞		岡山市の移動等円滑化促進地区・重点整備地区 ＜生活関連施設＞	
	種類	対象	種類	
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場	○	県庁・県民局、市役所・区役所、支所	
	郵便局、銀行、ATM	一部	郵便局、銀行（ATMは除く）	
	警察署（交番を含む）、裁判所	一部	警察署、裁判所（交番は除く）	
	市民・地区センター、コミュニティセンター等	○	地域センター、保健所・保健センター 等	
	都道府県税事務所、税務署	○	税務署	
教育・文化施設等	図書館	○	図書館	
	市民会館、市民ホール、文化ホール	○	市民会館、市民ホール、文化ホール 等	
	学校（小・中・高等学校）	○	小学校、中学校、高等学校	
		追加	聾学校、盲学校、特別支援学校	
	公民館	○	公民館 等	
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	一部	病院（病床数20以上） ※1	
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	○	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設 等	
商業施設	大規模小売店舗等	一部	店舗面積1,000m ² 超の大規模小売店舗 ※2	
	商店街等（地下街含む）	○	商店街、地下街	
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	一部	ホテル・旅館等（50室以上） ※3	
公園・運動施設	公園	一部	総合公園、運動公園、その他不特定多数の利用がある公園 ※4	
	体育館・武道館その他屋内施設	○	体育館 等	
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設	×	—	
	観光施設	○	観光案内所、主要な観光地	
	路外駐車場	一部	市営駐車場、市営駐輪場（民営駐車場は除く）	
ガイドライン外	—	追加	旅客施設 ・鉄道駅 ・軌道駅 ・バスターミナル（岡山駅東口、岡山駅西口、天満屋バスステーション、表町バスセンター、西大寺バスセンター） ・バス乗継拠点 ※5 ・バス停（1日の乗降客数が100人以上）	

※1～4 不特定多数かつ広域的な利用が見込まれる施設を対象とするため、施設の規模等で要件設定します。

※1 「病院（病床数 20 以上（医療法第 1 条の 5）」）を対象とし、診療所（病床数 19 以下）は除きます。

※2 「大規模小売店舗（建物内の店舗面積 1,000m²超（大規模小売店舗立地法施行令第 2 条）」）を対象とします。

※3 ホテルや旅館は、客室数が 50 以上かどうかでバリアフリー化の適合基準が設けられています。

※4 岡山市公園条例に定める、総合公園、運動公園を対象とし、街区公園、近隣公園、地区公園、風致公園、植物公園、歴史公園、墓園、緑道及び緑地は除きます。ただし、地域の実情（利用状況）を踏まえて、西川緑道公園（緑道）、西大寺緑花公園（地区公園）、国際児童記念公園こどもの森（近隣公園）、半田山植物園（植物公園）、岡山県総合グラウンド（岡山県所管）は「その他不特定多数の利用がある公園」として対象とします。

※5 岡南地区に整備予定のバス乗継拠点を生活関連施設に位置付けます。

2) 生活関連経路の設定の考え方

生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路をいいます。

本計画では、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区における生活関連経路の設定方針として以下のとおり定めます。

■各地区の拠点となる「旅客施設」からのアクセス動線に配慮し、

⇒「旅客施設」と「旅客施設以外の生活関連施設」を結ぶ経路を位置付け

■各地区内の回遊性、ネットワークに配慮し、

⇒生活関連施設間を結ぶ経路を位置付け

■生活関連施設を訪れる人の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を選定

■路線バス等の公共交通が運行する経路を選定

4.2 移動等円滑化促進地区

(1) 岡山駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	都心
生活関連施設数	202（重点整備地区との重ね指定含む）
生活関連経路延長	22.9 km
移動等円滑化促進地区面積	398 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	岡山駅（138,650人/日）
地区の特性等	<p>岡山都市圏の中核として、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コンベンション等の高次な都市機能を有しています。</p> <p>また、市街地再開発等の民間による都市開発の動きや、「県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業」、岡山芸術創造劇場の整備など様々な事業が推進されており、これらの事業にあわせた一体的かつ一元的なバリアフリー化の推進が求められます。</p>

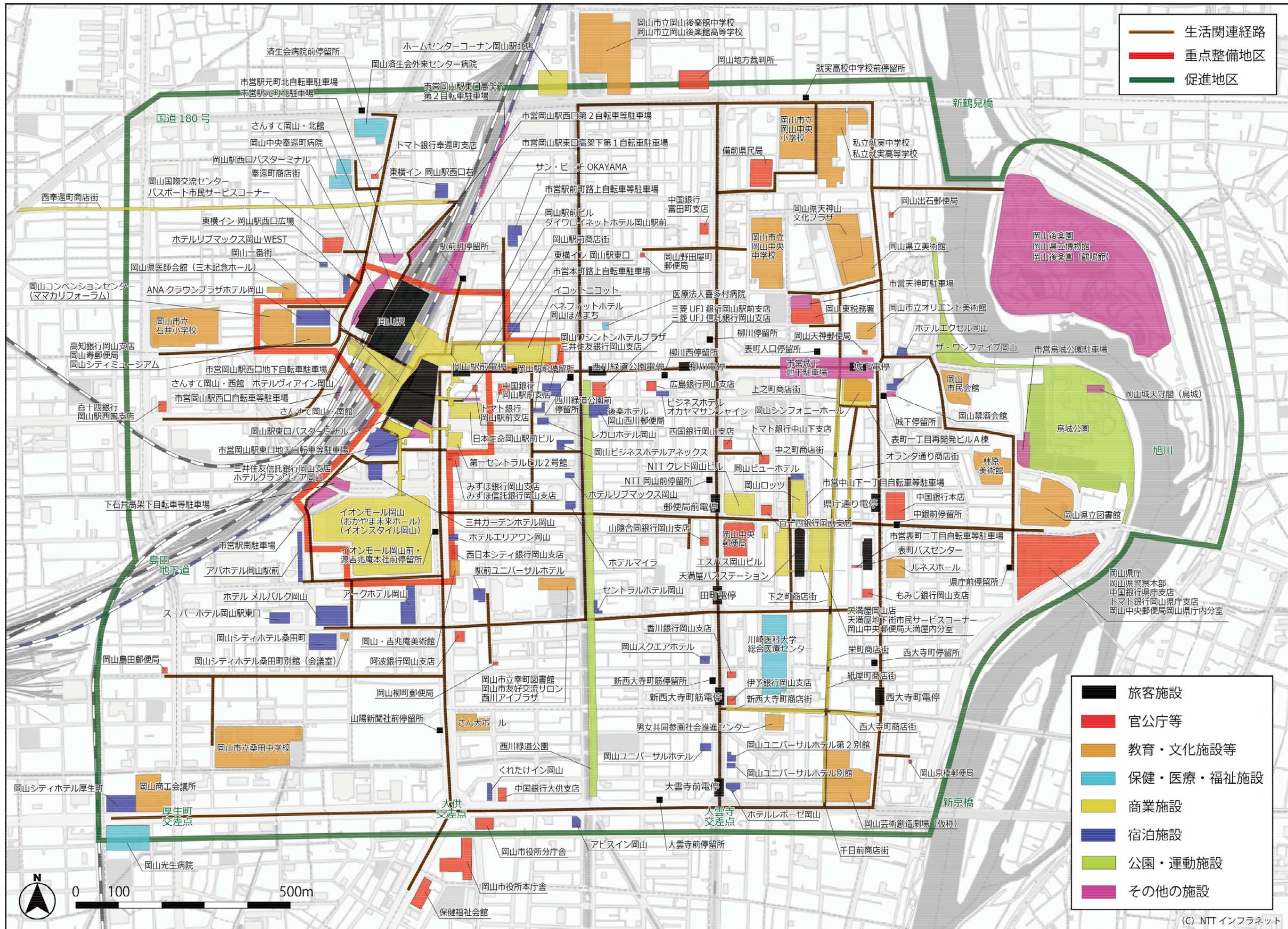


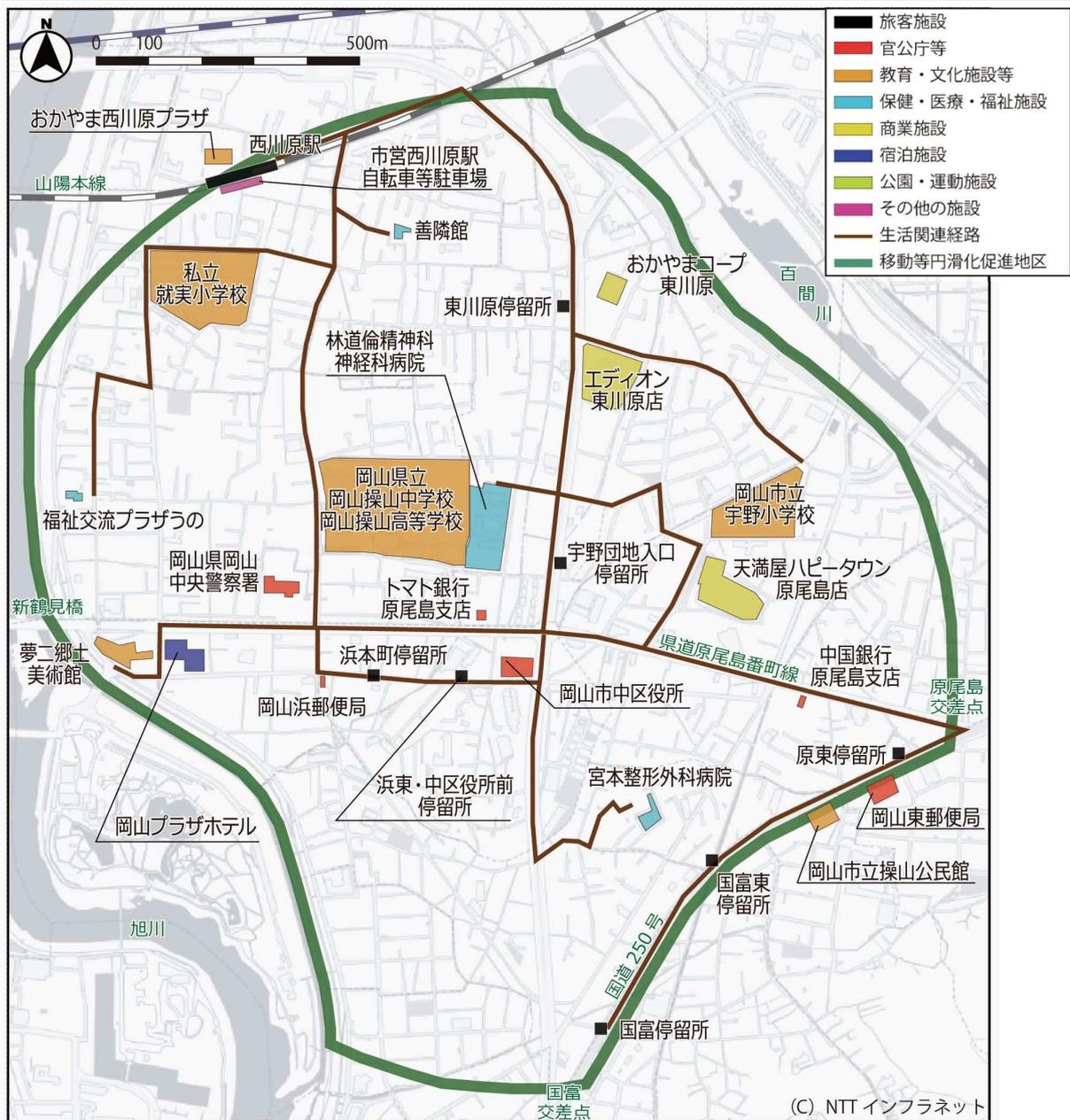
図 4-4 岡山駅周辺地区図

※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

(3) 浜・原尾島地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	都市拠点
生活関連施設数	30
生活関連経路延長	8.6 km
移動等円滑化促進地区面積	215 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	西川原駅（7,746人/日）
地区の特性等	<p>地区の中心に中区役所が位置しており、幹線道路沿いには、警察署や商業施設、宿泊施設等が広く分布しています。また、駅周辺には、小・中・高等学校、大学などが立地し、通学流動が見られます。</p> <p>地区内の幹線道路は、基本的なバリアフリー整備が完了していますが、その他の道路も含めた一体的なバリアフリー化が求められます。</p>



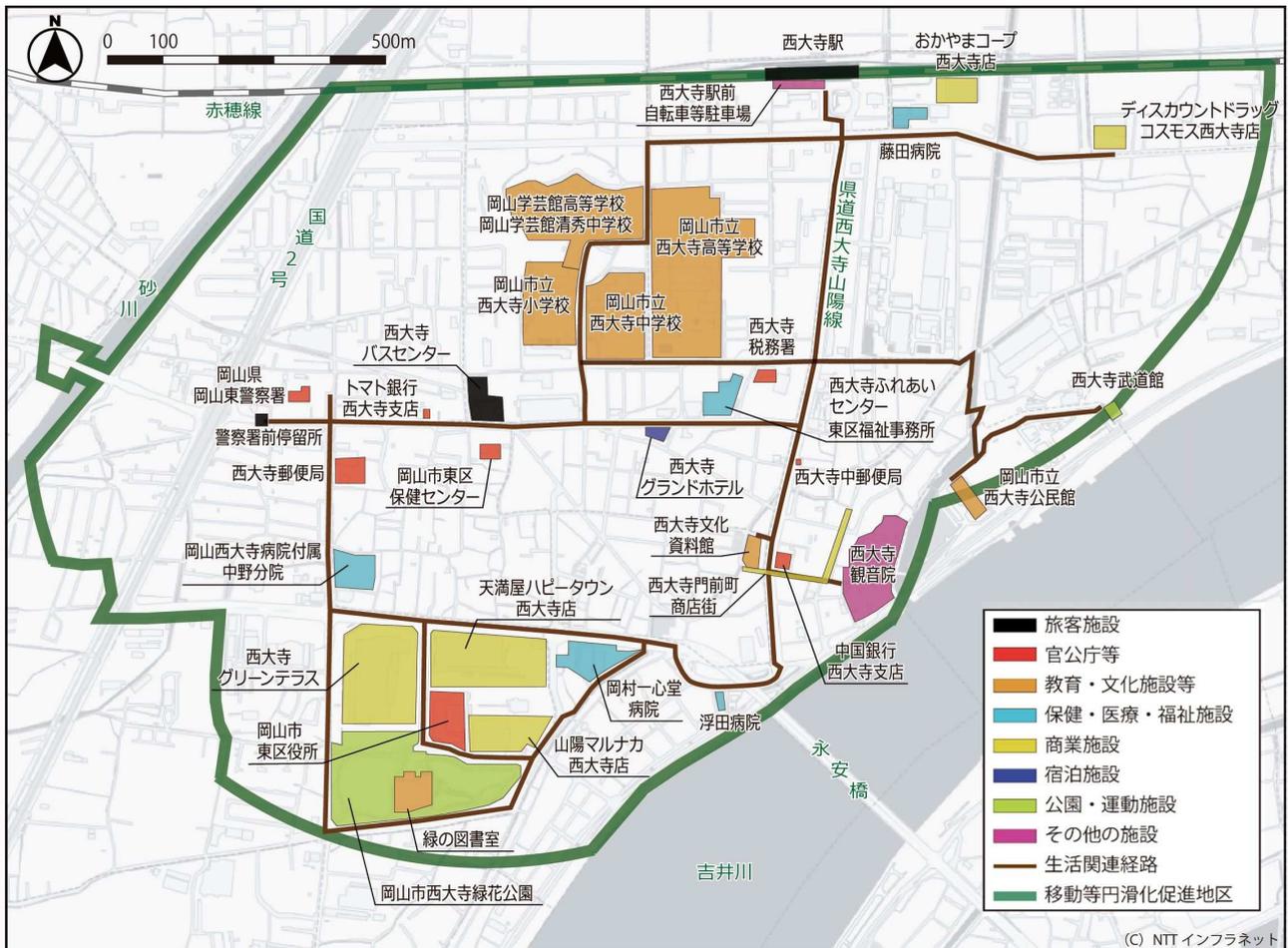
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-6 浜・原尾島地区図

(4) 西大寺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	都市拠点
生活関連施設数	36
生活関連経路延長	7.7 km
移動等円滑化促進地区面積	210 ha
主要な旅客施設 (1日の平均乗降客数 (R元年度))	西大寺駅 (7,262人/日)
地区の特性等	<p>生活関連施設数は、岡山駅周辺地区に次いで多く、拠点性が高い地区となっています。</p> <p>駅前広場、小・中・高等学校周辺、東区役所や緑花公園周辺の道路等は、それぞれバリアフリー化された歩道が整備されており、地区内にバリアフリー化が進んだ箇所が点在しています。</p> <p>今後はこれらの地区間をつなぐ経路における重点的な整備により、エリア全体のバリアフリー化の促進が期待されます。</p>



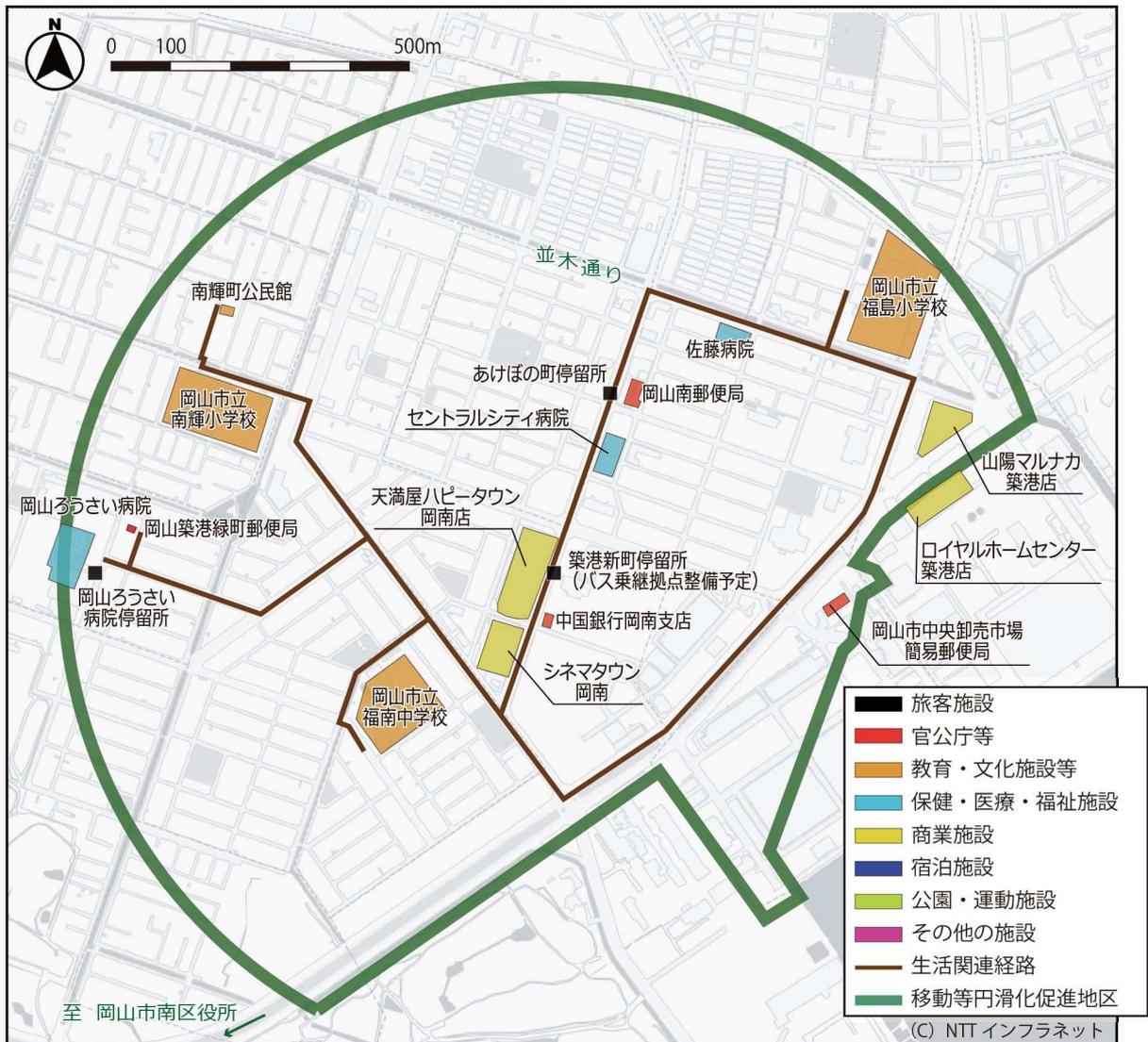
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-7 西大寺地区図

(5) 岡南地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	都市拠点
生活関連施設数	18
生活関連経路延長	4.3 km
移動等円滑化促進地区面積	169 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（H27年度））	築港新町停留所（541人/日）
地区の特性等	<p>地区の拠点となる旅客施設（バス停留所）は、岡山市地域公共交通網形成計画において、乗り継ぎ環境の向上に取り組むこととされています。</p> <p>乗継拠点の整備予定箇所には大型商業施設が隣接しており、歩道も整備されていることから、徒歩によるアクセス性が高く、バリアフリー化の実現性は高く見込まれます。</p> <p>地区内には複数の医療施設も立地しているため、バリアフリー化の一体的な整備により都市機能の増進が期待されます。</p>



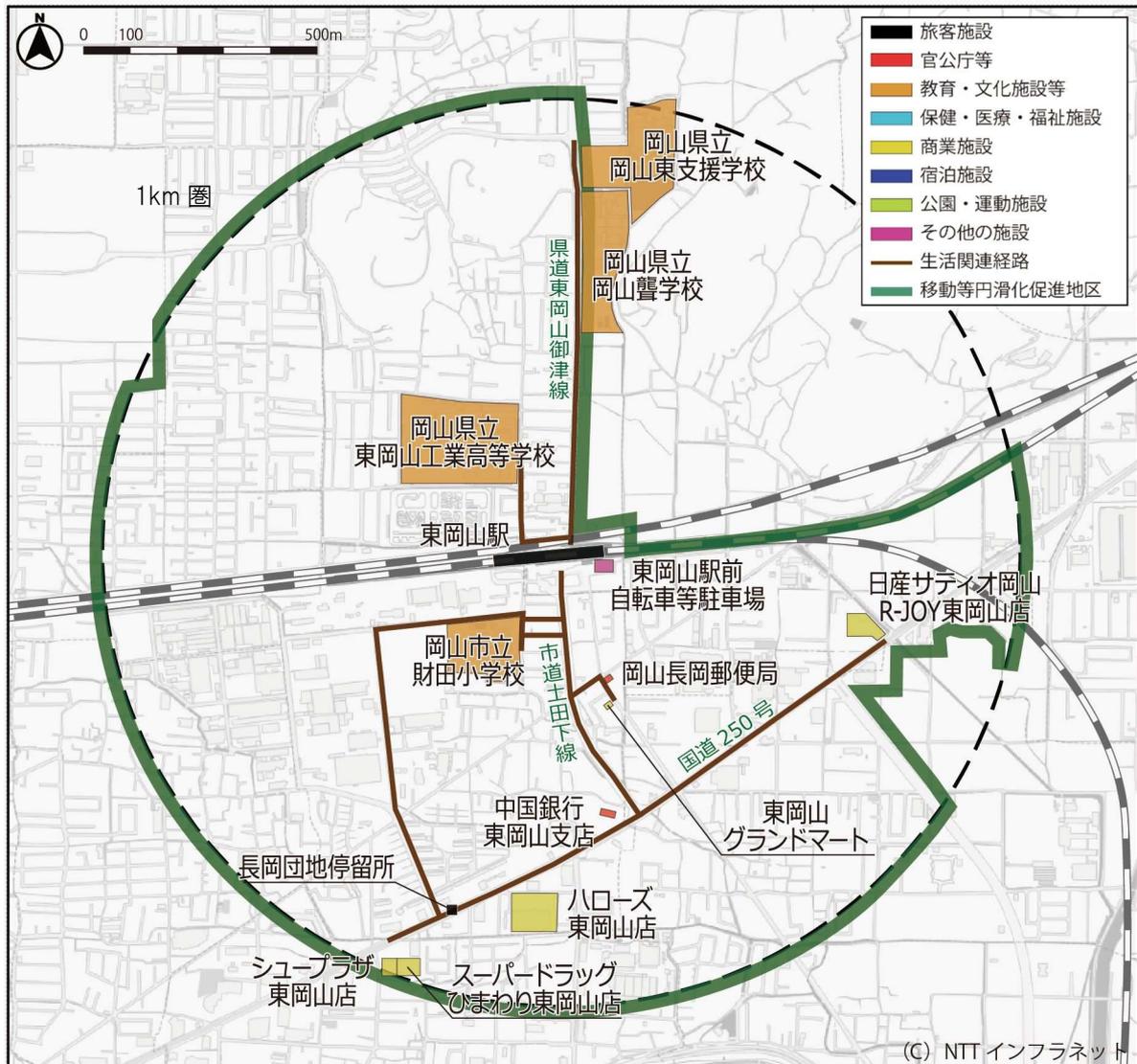
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-8 岡南地区図

(6) 東岡山駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	地域拠点
生活関連施設数	14
生活関連経路延長	4.3 km
移動等円滑化促進地区面積	237 ha
主要な旅客施設 (1日の平均乗降客数 (R元年度))	東岡山駅 (7,948 人/日)
地区の特性等	<p>駅の北側には、特別支援学校、聾学校、高等学校、南側には小学校が立地しており、通学流動がみられます。一方、駅南側の国道 250 号沿いには商業施設が複数立地しています。</p> <p>駅南口には駅前広場が整備されており、駅前広場から国道 250 号までを結ぶ市道東岡山駅前線には、両側にバリアフリー化された歩道が整備されていますが、国道 250 号の歩道は舗装面の凹凸等の段差が多く、歩道の改善による連続的なバリアフリー経路の確保が求められます。</p>



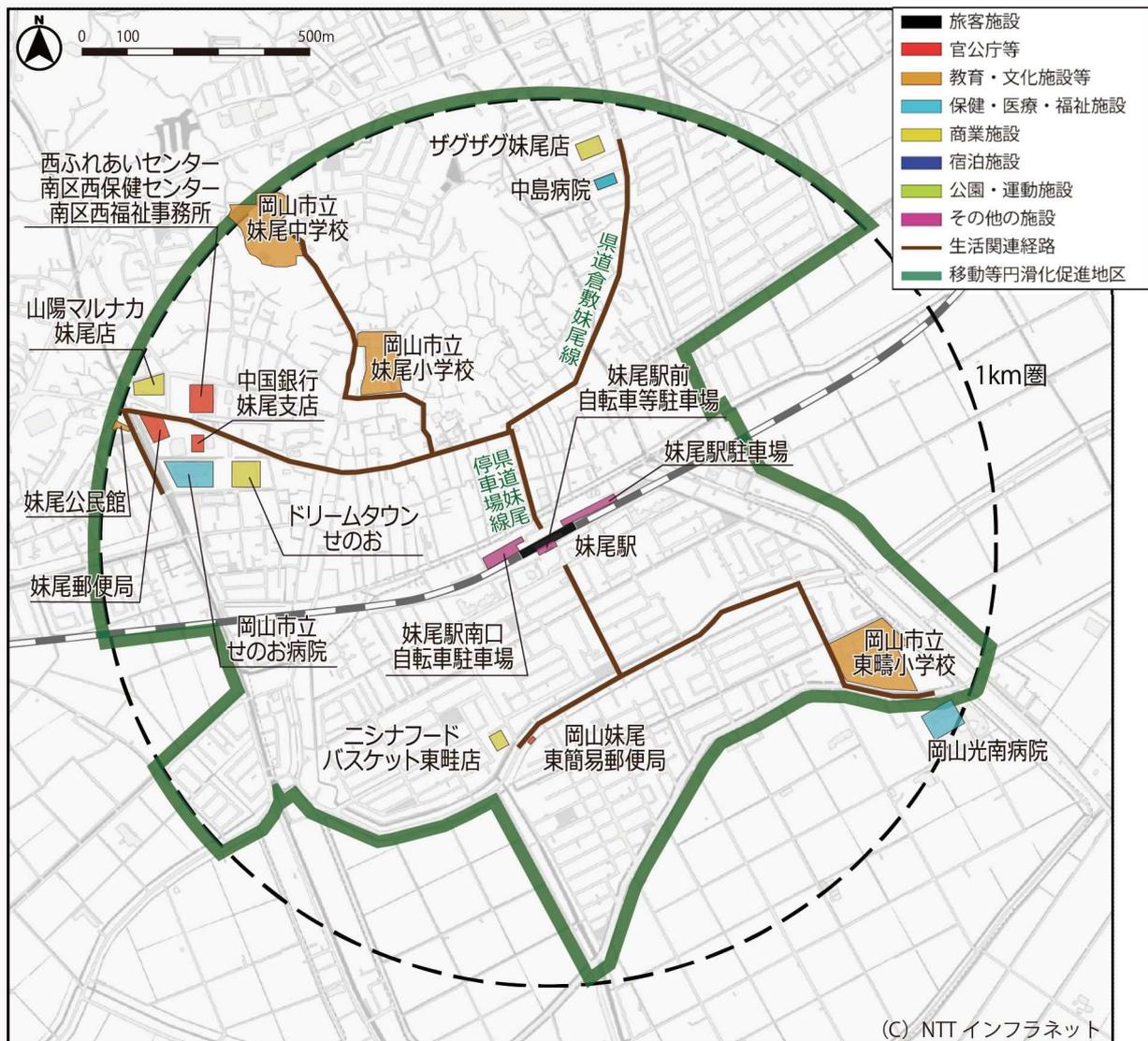
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-9 東岡山駅周辺地区図

(7) 妹尾駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	地域拠点
生活関連施設数	21
生活関連経路延長	4.3 km
移動等円滑化促進地区面積	223 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	妹尾駅（6,326人/日）
地区の特性等	<p>駅から北西方面に主要施設が集約的に立地していますが、駅北側の道路は大部分が狭隘で、歩車分離されていない状況となっており、通行の安全性確保が求められます。</p> <p>一方、駅南側は住宅開発に合わせた道路整備がなされており、主要な歩行動線には歩道が整備されています。</p>



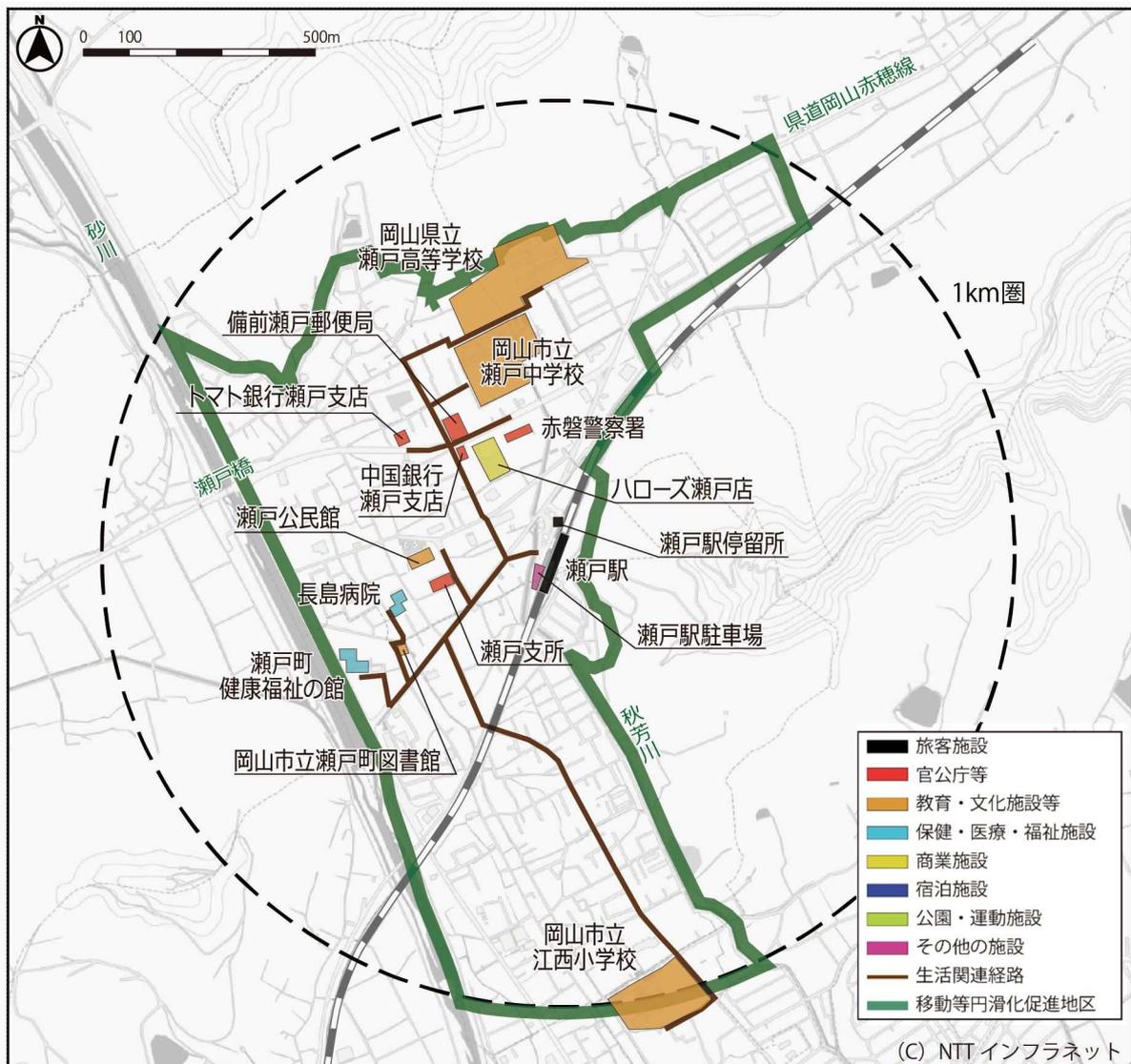
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-10 妹尾駅周辺地区図

(8) 瀬戸駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	地域拠点
生活関連施設数	16
生活関連経路延長	3.3 km
移動等円滑化促進地区面積	110 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	瀬戸駅（5,360人/日）
地区の特性等	<p>駅周辺に生活関連施設が多く立地し、通勤・通学、日中の買い物等の歩行や自転車通行が多くみられます。</p> <p>駅前広場や県道岡山赤穂線はバリアフリー化の整備がされていますが、その他の道路の大半は歩道が未整備であり、これらの道路の整備による一体的なバリアフリー化が求められます。</p>



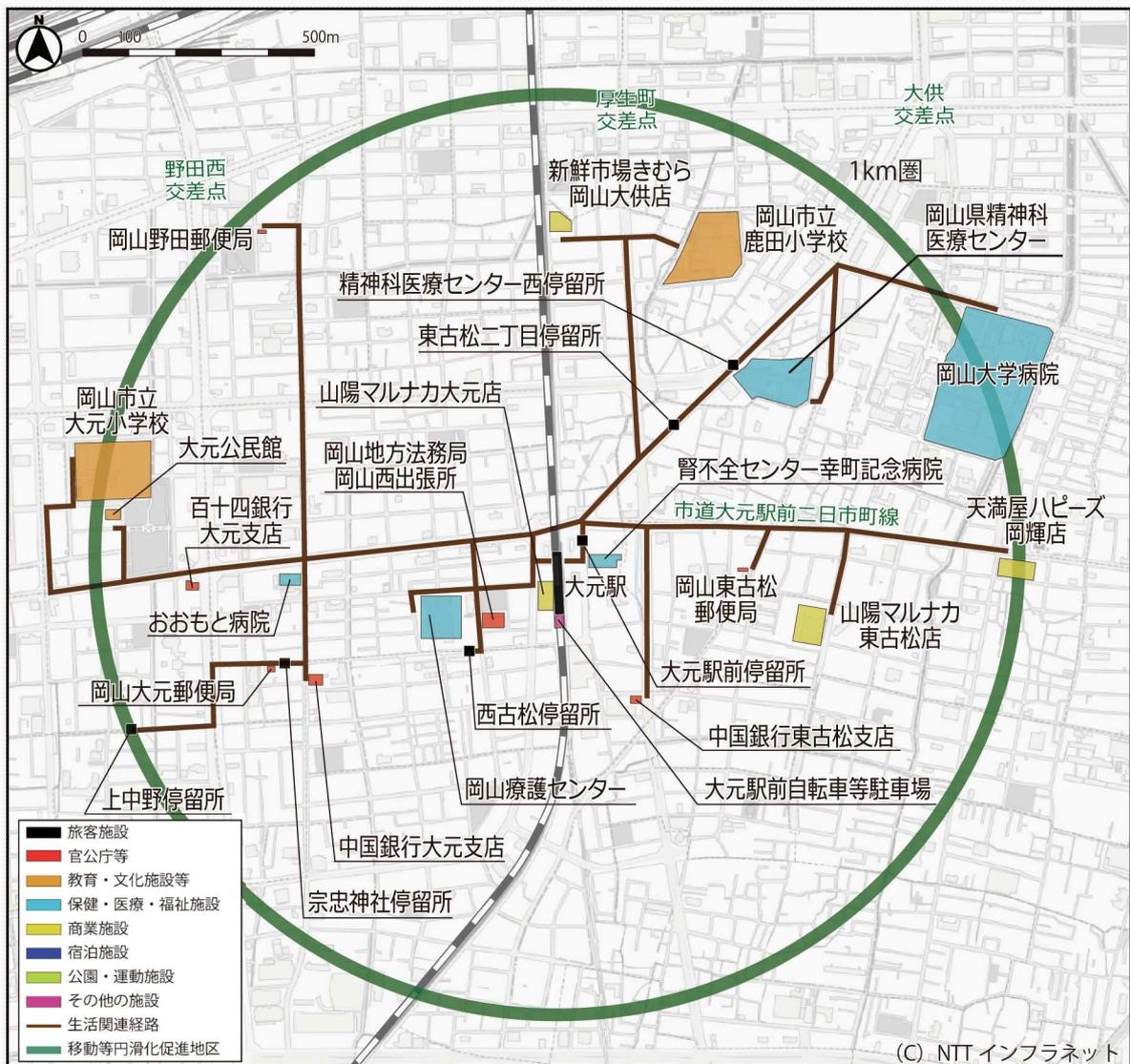
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-11 瀬戸駅周辺地区図

(9) 大元駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	—
生活関連施設数	27
生活関連経路延長	7.9 km
移動等円滑化促進地区面積	314 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	大元駅（3,674人/日）
地区の特性等	<p>岡山駅周辺地区（移動等円滑化促進地区）に隣接する市街地であり、生活関連施設が多数立地し、歩行者や自転車の通行も多くみられます。</p> <p>駅東側の市道大元駅前二日市町線は四車線化事業にあわせてバリアフリー化が進められています。</p> <p>幹線道路はバリアフリー化の歩道整備が進んでいますが、幹線道路から生活関連施設までのアクセス経路の整備が求められます。</p>



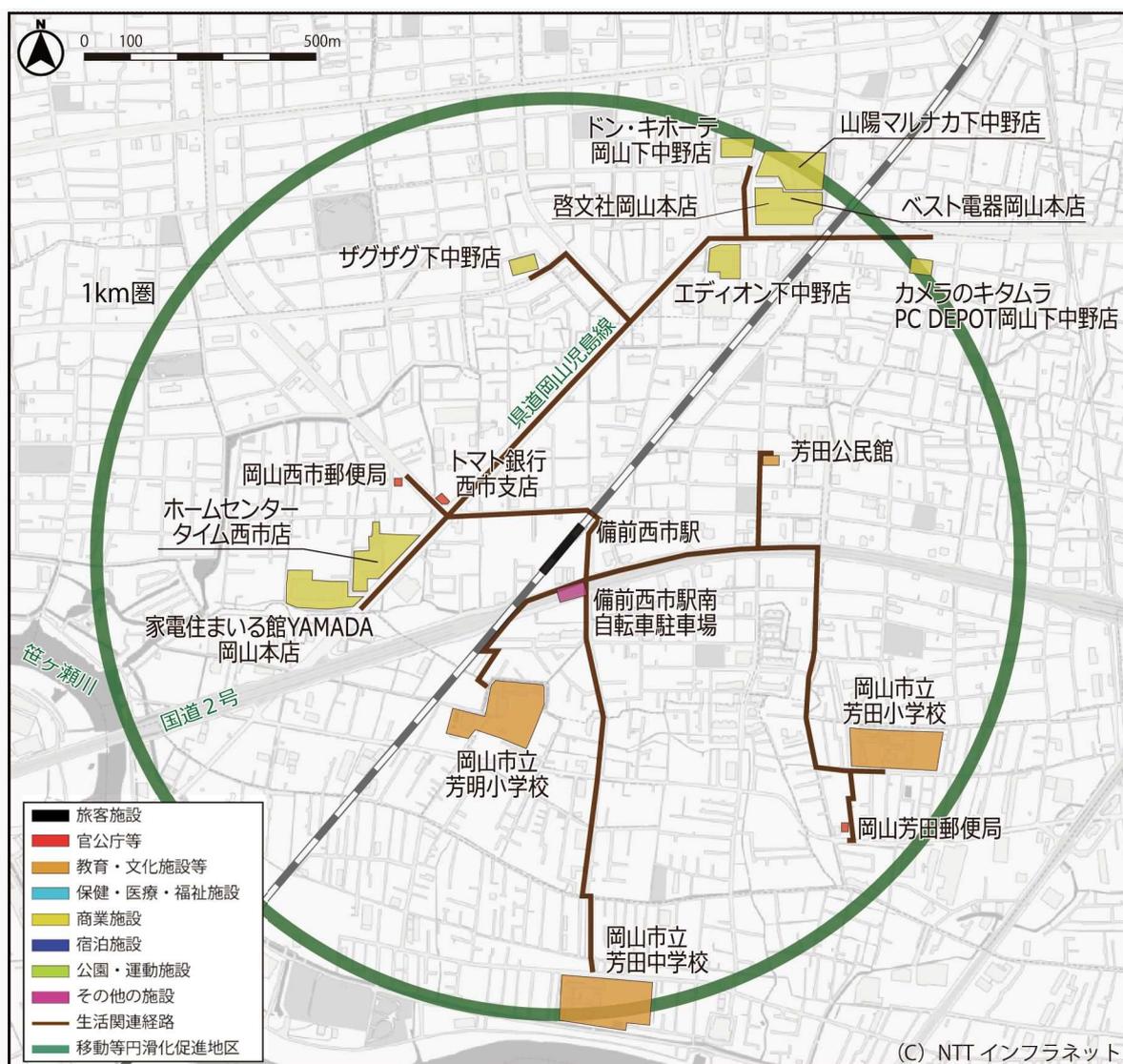
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-12 大元駅周辺地区図

(10) 備前西市駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	—
生活関連施設数	18
生活関連経路延長	5.4 km
移動等円滑化促進地区面積	314 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	備前西市駅（3,626人/日）
地区の特性等	<p>駅から1km圏内に小中学校や商業施設が多く立地しています。</p> <p>駅からバス停留所のある県道岡山児島線までの経路や、駅南の自転車駐車場までの経路など、地区内の生活関連経路の大半が歩道整備されていますが、駅南側の小・中学校等までのアクセス経路は歩車分離されておらず、通行の安全性確保が求められます。</p>



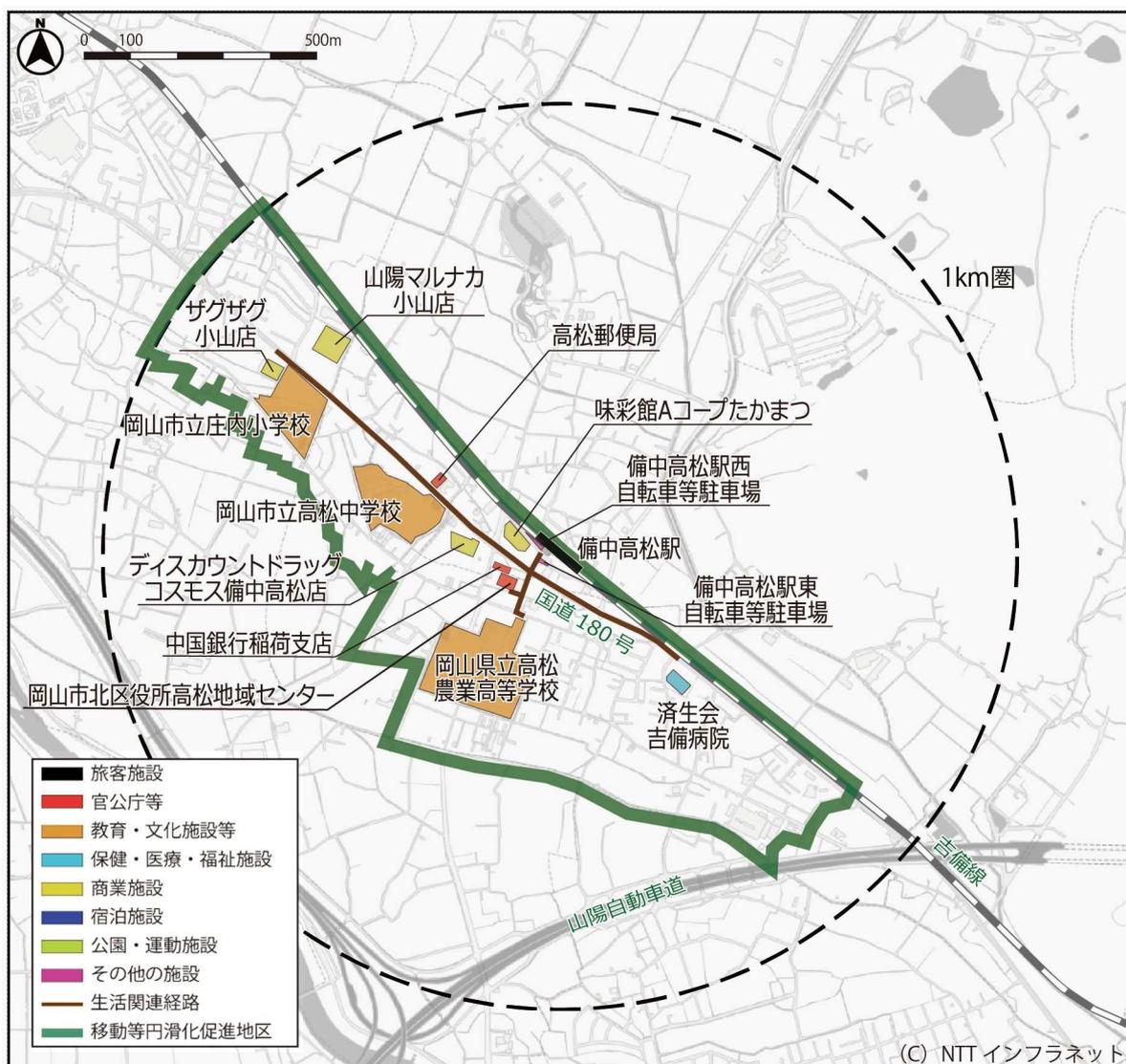
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-13 備前西市駅周辺地区図

(12) 備中高松駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	地域拠点
生活関連施設数	14
生活関連経路延長	1.3 km
移動等円滑化促進地区面積	61 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	備中高松駅（2,594人/日）
地区の特性等	<p>国道180号沿線に主要施設が集積しており、教育施設や商業施設が多く立地しています。</p> <p>国道180号は片側に歩道が整備されていますが、幅員が狭い箇所や凹凸等の段差のある箇所が見られます。また、その他の道路は歩道のない路側帯のみの生活道路となっており、経路の一体的なバリアフリー化の整備が求められます。</p>



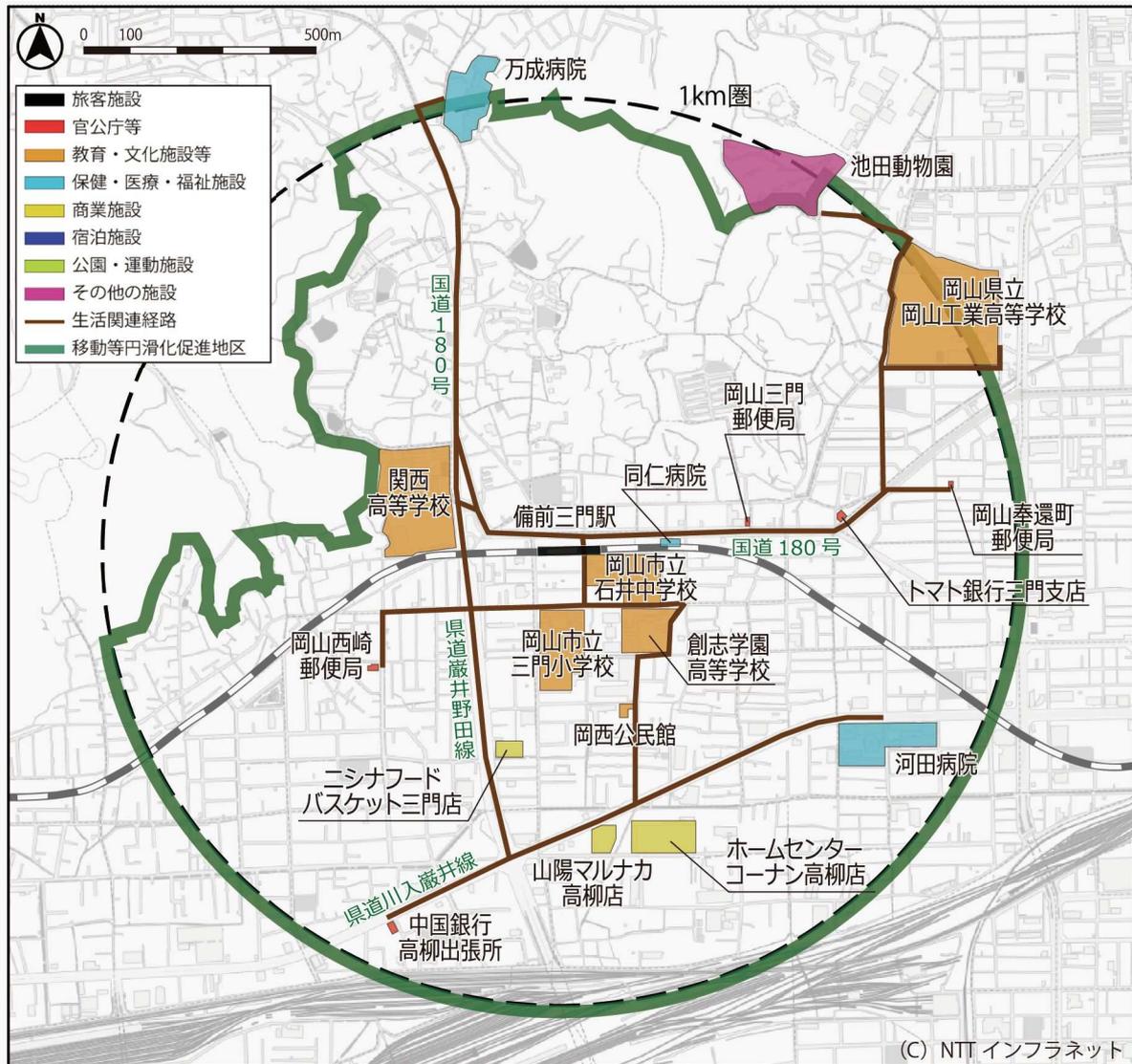
※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-15 備中高松駅周辺地区図

(13) 備前三門駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	—
生活関連施設数	19
生活関連経路延長	6.8 km
移動等円滑化促進地区面積	269 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	備前三門駅（2,294人/日）
地区の特性等	<p>岡山駅周辺地区（移動等円滑化促進地区）に隣接する市街地であり、駅周辺には教育施設が集積し、幹線道路沿線には商業施設や病院が複数立地しています。</p> <p>国道180号や県道巖井野田線は片側2車線で両側歩道が整備されており、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていますが、幹線道路から生活関連施設までのアクセス経路のバリアフリー化の整備が求められます。</p>



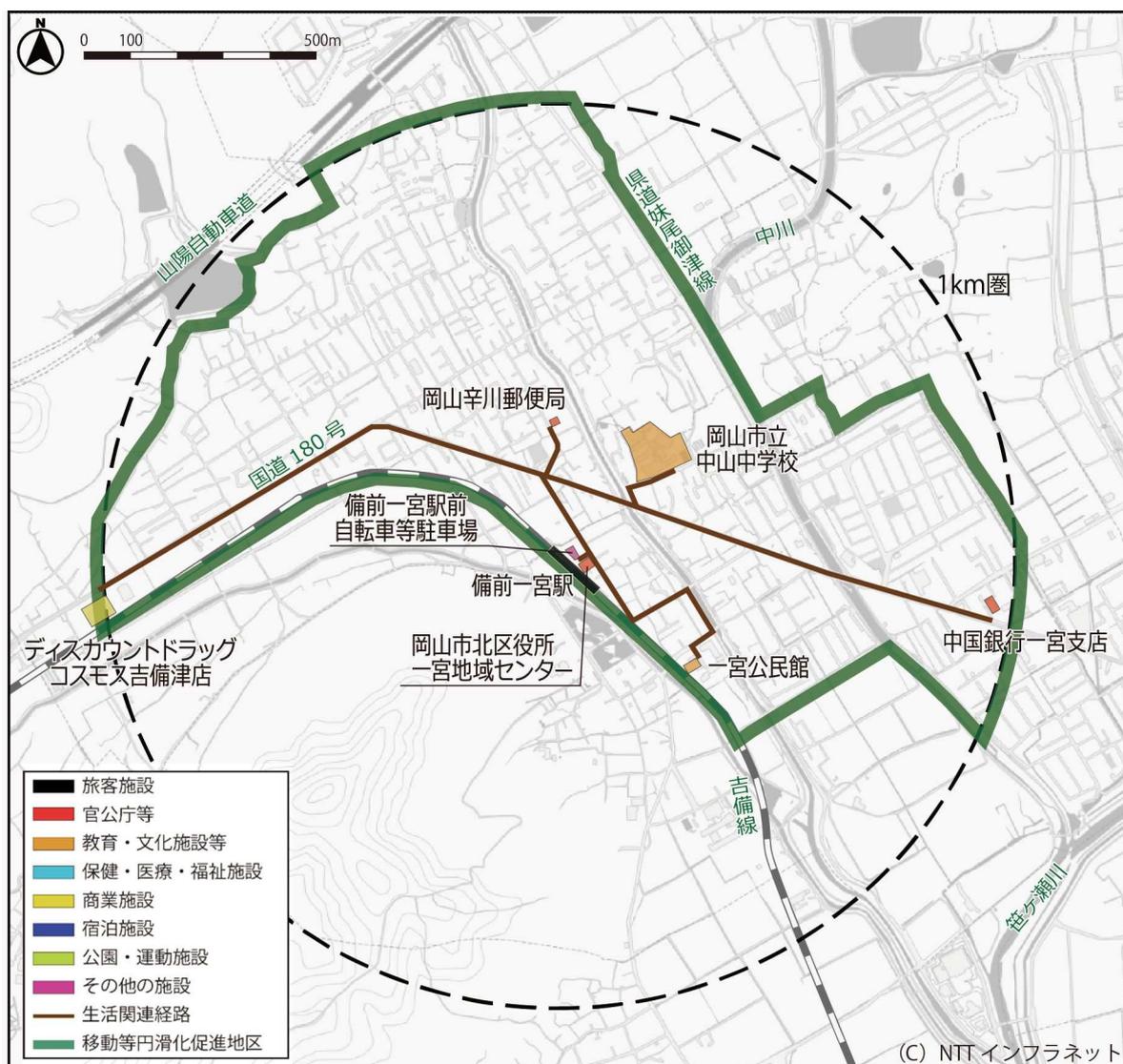
※区境界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-16 備前三門駅周辺地区図

(14) 備前一宮駅周辺地区

◆地区の概要

岡山市第六次総合計画の位置付け	地域拠点
生活関連施設数	8
生活関連経路延長	3.1 km
移動等円滑化促進地区面積	132 ha
主要な旅客施設（1日の平均乗降客数（R元年度））	備前一宮駅（2,052人/日）
地区の特性等	<p>国道180号沿線及びその周辺に生活関連施設が立地しています。</p> <p>国道180号は、道路の片側に歩道が整備されていますが、狭小な部分が目立ち、改善が求められます。</p>



※区域界に接する生活関連施設は対象とします。

図 4-17 備前一宮駅周辺地区図

4.3 移動等円滑化促進地区における取組

(1) バリアフリー化の促進の考え方

移動等円滑化の促進に向け、国の移動等円滑化基準や移動等円滑化整備ガイドライン等を踏まえて、バリアフリー化の方針（促進する取組内容）を以下のとおり設定します。これらを各地区内の施設管理者等に周知することにより、面的・一体的なバリアフリー化の促進を図ります。

1) 公共交通

① 鉄道駅

項目	鉄道駅のバリアフリー化の方針
通路	主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。
上下移動	階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
	エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。
ホーム	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	待合室には、車椅子利用者やベビーカー利用者等に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に優先スペースを設置する。
トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みが十分な洗面台の設置など）。
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。
	和式便房を洋式化する。
券売機等	JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。
	車椅子でも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルや白黒反転機能のあるタッチパネルなど、車椅子利用者や視覚障害者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。
	券売機には点字表示を設置する。

案内設備 ・情報の バリアフリー	バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。
	駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。
	改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
	筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。
	多言語対応の窓口等を設置する。
人的対応 ・心の バリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。
	駅や車両利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。

② 電停

項目	電停のバリアフリー化の方針
車両	超低床式路面電車の導入を推進する。
ホーム	転落防止柵を車両乗降口以外の部分に設置する。
	乗降や移動を妨げない位置に上屋やベンチを設置する。
案内設備 ・情報の バリアフリー	乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示や点字表示を設置する。
	案内板や可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。
	音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	多言語表記の案内設備を設置する。
人的対応 ・心の バリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。

③ バス

項目	バスのバリアフリー化の方針
車両	車両のノンステップ化、車椅子使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
バス乗降場・停留所	バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、快適な待合環境の整備を行う。 (道路管理者との連携)
	バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携)
案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場やバス停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図・時刻表、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など)。
	バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。
人的対応・心のバリアフリー	バス停留所への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)の実施に努める。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

④ タクシー

項目	タクシーのバリアフリー化の方針
車両	車椅子使用者等も利用できるタクシーの導入を促進する。
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

2) 建築物

項目	建築物のバリアフリー化の方針
出入口・敷地内通路(屋外)	<p>道路(屋外通路)と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道(屋外通路)上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者等と連携)</p> <p>主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子利用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。</p>
建物内通路	<p>主要な通路は、十分な幅員を確保し、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。</p> <p>主要な通路は、段差を解消し、車椅子利用者でも通りやすいような床材とする。</p> <p>視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。</p>
上下移動	<p>階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</p> <p>エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。</p> <p>エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。</p>
トイレ	<p>車椅子利用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みが十分な洗面台の設置など)。</p> <p>オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。</p> <p>和式便房を洋式化する。</p> <p>JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</p>
案内設備・情報のバリアフリー	<p>施設内の配置図や出入口・非常口、バリアフリー化された経路、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。</p> <p>施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。施設出入口の音声案内は、指向性能を持つスピーカーを設置するなど音声をはっきりと聴き取れ、音源の位置が把握できるように配慮する。</p> <p>筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。</p> <p>多言語対応の窓口等を設置する。</p>
駐車場・駐輪場	<p>施設の出入口付近に十分な広さの車椅子利用者用駐車施設(幅 350 cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設の周辺は十分な照度を確保する。</p>

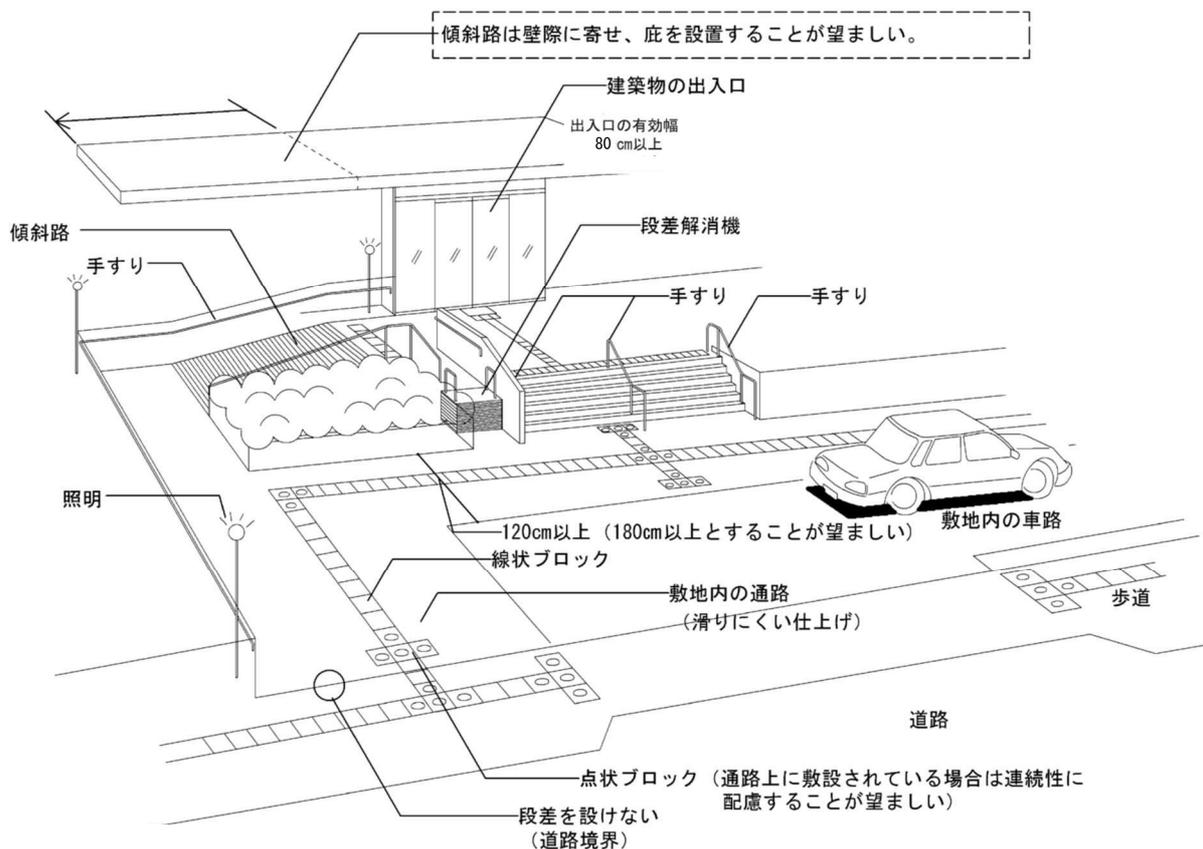
その他設備	受付・窓口や記入台は、車椅子使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。
	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	宿泊施設では、ユニバーサルルームのベッド高さは、マットレス上面で40～45 cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
	緊急時等のお知らせについて、聴覚障害者でもわかるように、音声のみでなくフラッシュなど表示装置を設置する。
人的対応 ・心の バリアフリー	施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。
	施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。

<参 考>

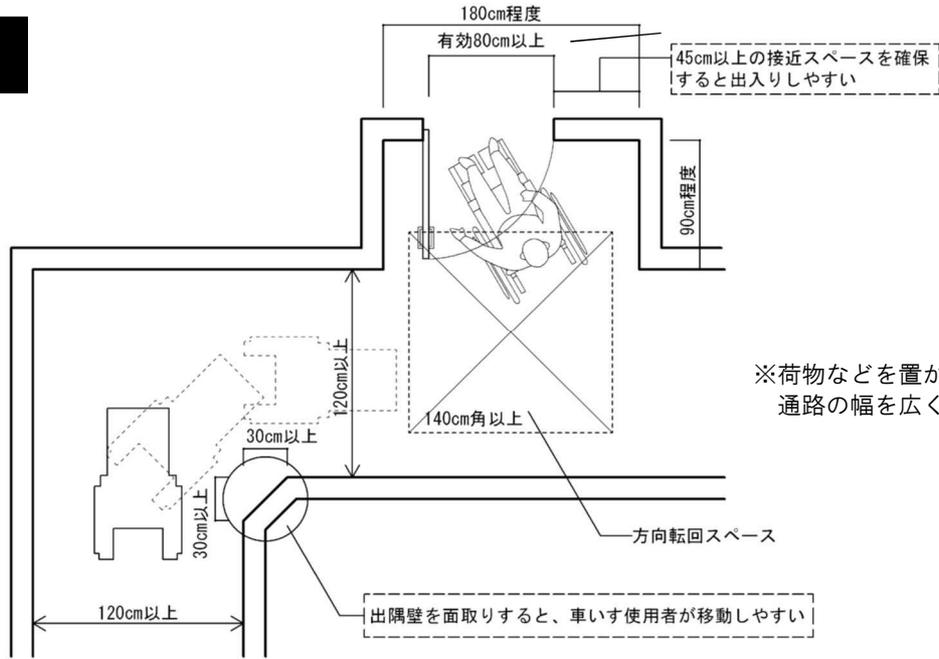
■建築物のバリアフリー化

（注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成）

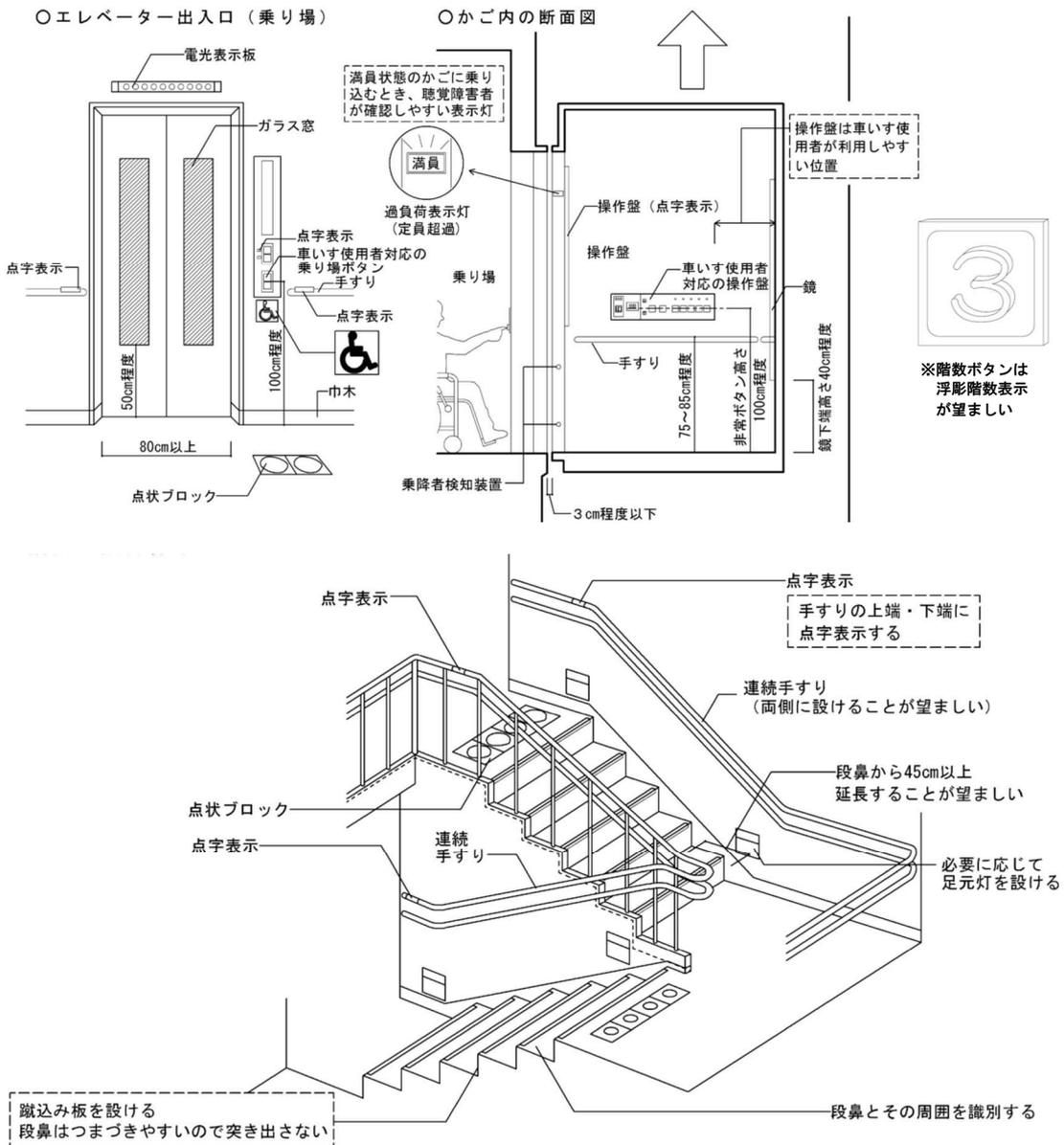
出入口・敷地内通路（屋外）



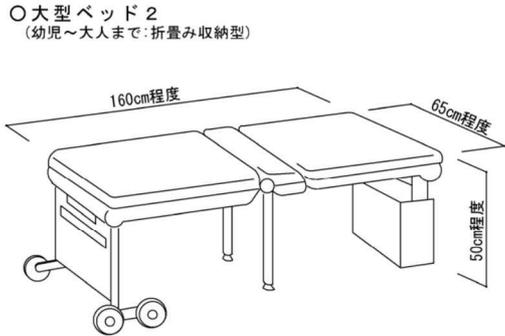
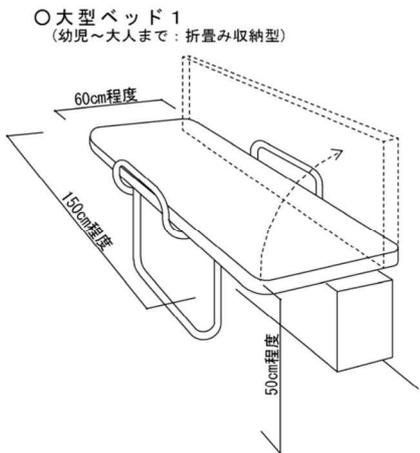
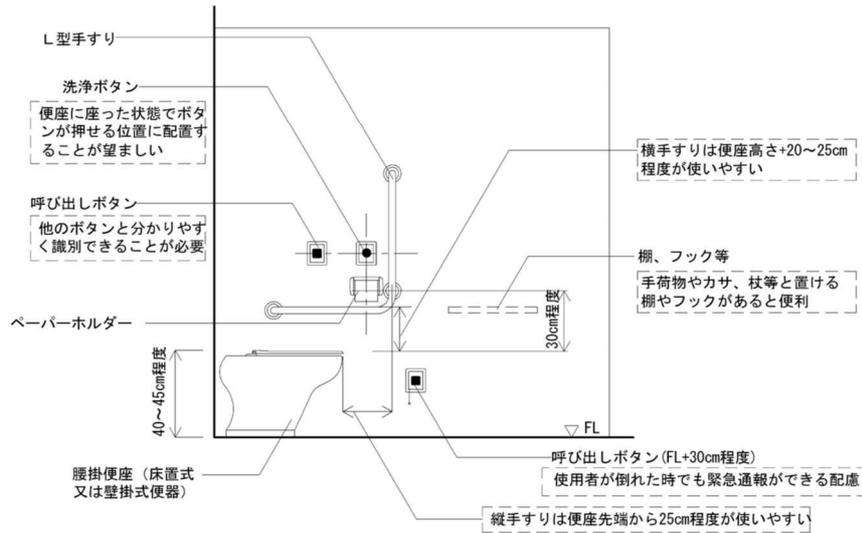
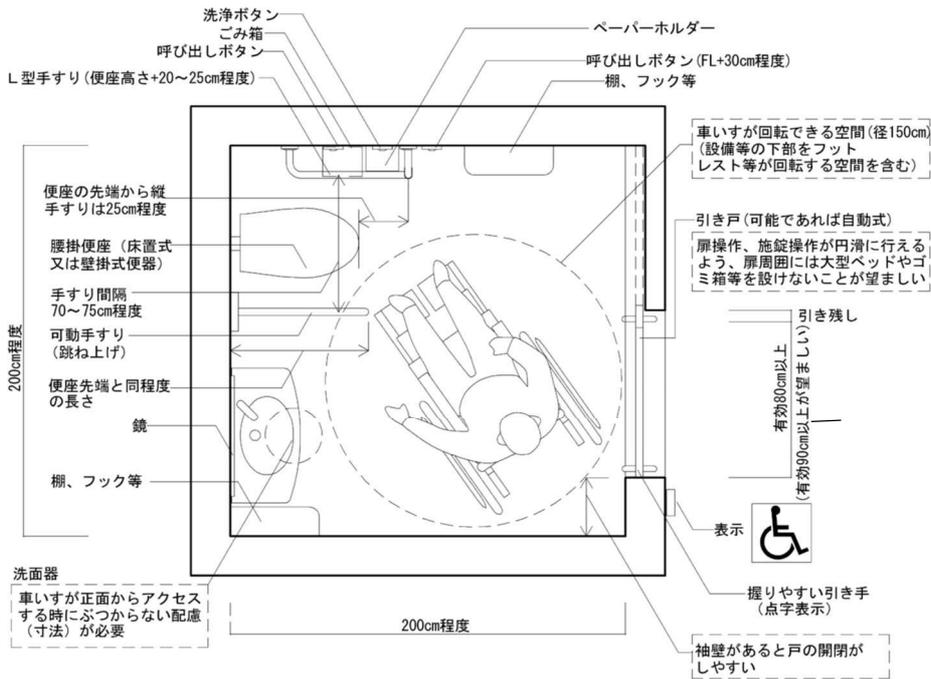
建物内通路



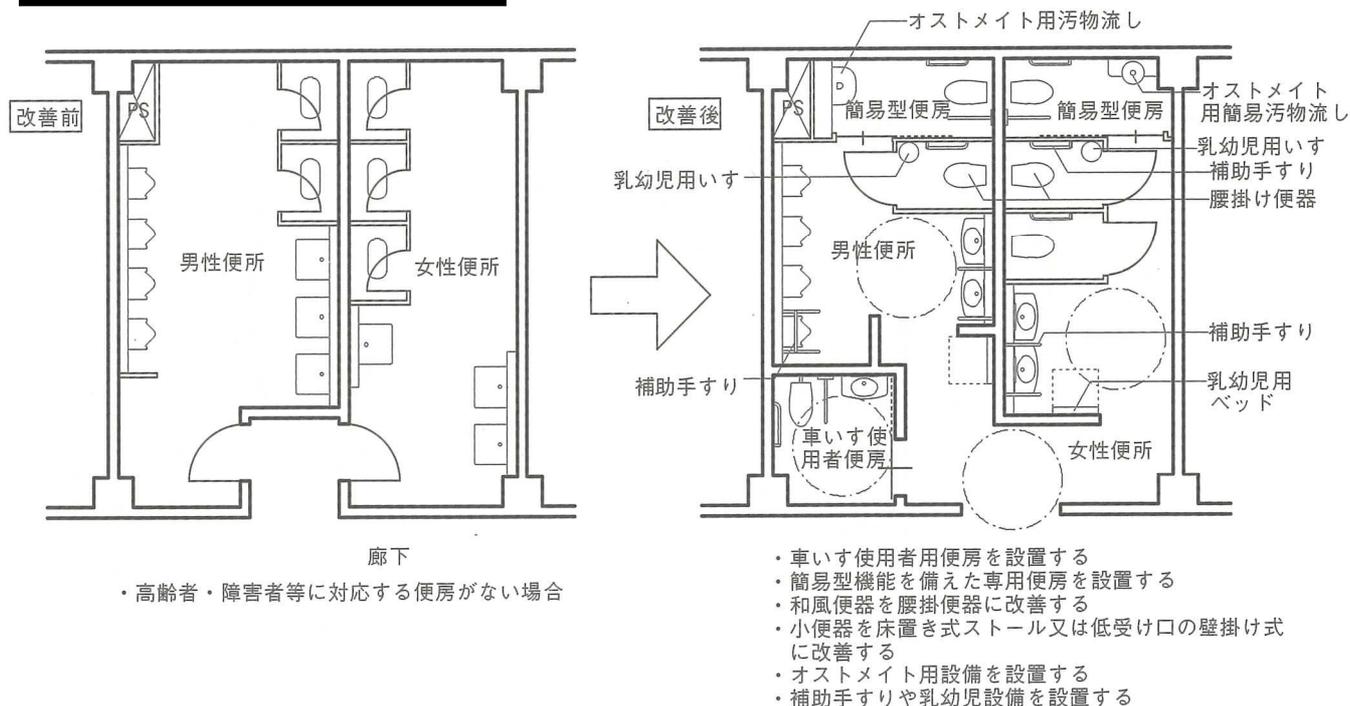
上下移動



トイレ（車椅子使用者用）



トイレ（一般用トイレの改善例）



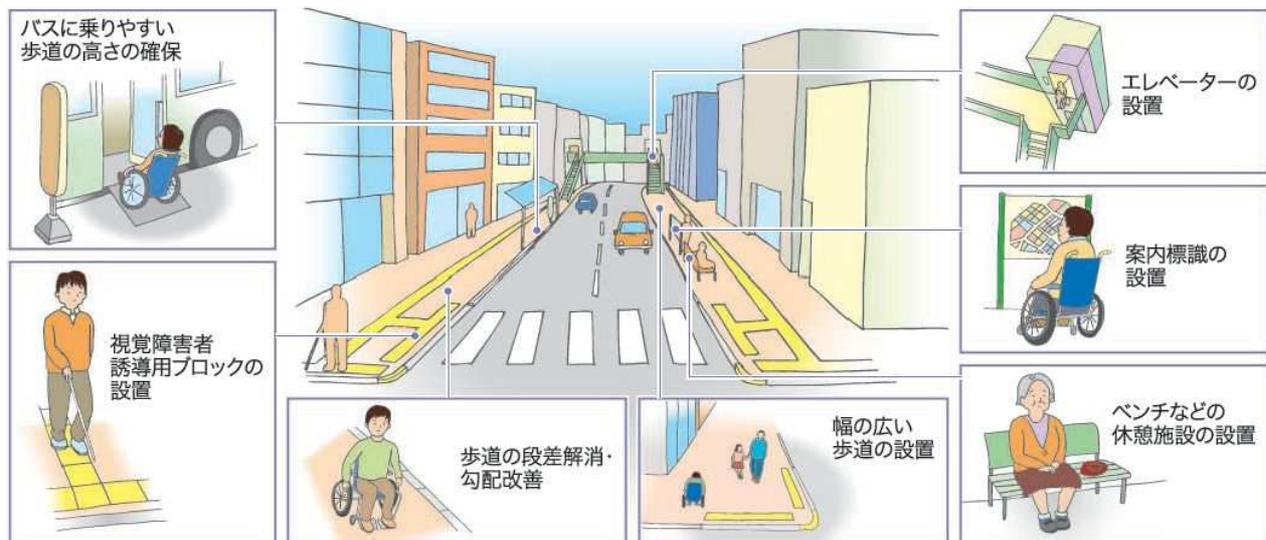
3) 歩道（横断歩道含む）

項目	歩道のバリアフリー化の方針
歩道	歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。
	歩道は滑りにくい舗装材を用いる。また側溝の蓋やマンホールの蓋などは滑りにくい素材に改良する。
	横断歩道接続部の勾配を解消（5%以下(やむを得ない場合は8%以下)）し、車椅子使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。
	歩車道境界部の段差は、車椅子使用者や視覚障害者等に配慮した高さにする（2cmを標準）。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車椅子使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。
	連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。

<p>バス停留所</p>	<p>バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、快適な待合環境の整備を行う。（バス事業者との連携）</p> <p>バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（バス事業者との連携）</p>
<p>案内設備 ・情報の バリアフリー</p>	<p>生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める。</p> <p>エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。</p>
<p>維持管理</p>	<p>舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備などの適切な維持管理に努める。</p>
<p>普及・啓発</p>	<p>自転車利用者及び歩行者に対して通行ルールやマナーの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。（交通管理者と連携）</p>

<参 考>

■道路のバリアフリー化



出典：国土交通省資料

4) 交通安全施設

項目	交通安全施設のバリアフリー化の方針
信号機等	生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応信号機を設置する。 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。
信号機等	音響式信号機の設置に際しては、指向性能を持つスピーカーを採用するなど音声ははっきりと聴き取れ、音源の位置が把握できるように配慮する。
横断歩道	駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

<参 考>

■視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



■経過時間表示式信号機



出典：警視庁資料

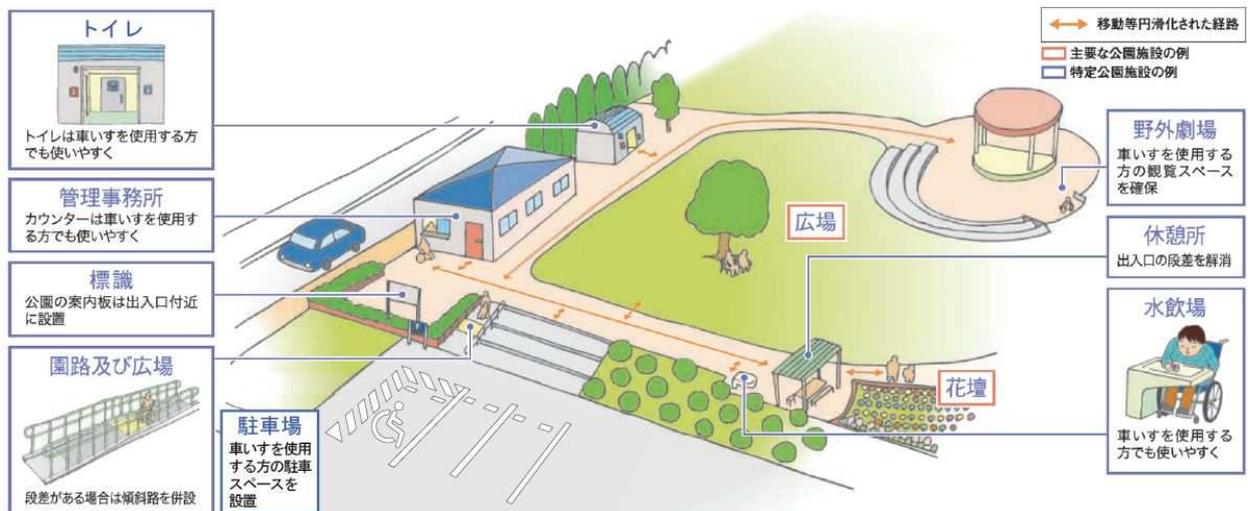
5) 都市公園

項目	都市公園のバリアフリー化の方針
出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。 車椅子使用者やベビーカー利用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。 歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 主要な園路には段差を設けない。 主要な園路は車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
トイレ	車椅子使用者用が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。

休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。 避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
人的対応 ・心の バリアフリー	職員による案内やサポート、悪路に対応した車椅子の貸出などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。

<参 考>

■都市公園のバリアフリー化



国土交通省資料をもとに作成

6) その他の事業

① 駐車場

項目	駐車場のバリアフリー化の方針
敷地内通路	路上自転車駐車場については、適切な運用により視覚障害者等の安全な通行に配慮する。
駐車施設	出入口付近に十分な広さの車椅子利用者用駐車施設（幅 350 cm以上）を設置する。
	車椅子利用者用駐車施設の周辺は十分な照度を確保する。
上下移動	立体駐車場には、障害者等が利用しやすい構造としたエレベーターを設置する（十分な広さ、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタンなど）。
案内設備	ピクトグラム等を活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。
	駐車場の利用方法をわかりやすく掲示する。
	車椅子利用者用駐車施設は、枠内を着色するなどわかりやすく示す。
人的対応 ・心のバリアフリー	利用者への普及・啓発により、車椅子利用者用駐車施設の適切な利用を促す。

② 駅前広場

項目	駅前広場のバリアフリー化の方針
通路等	通路の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。
	通路は滑りにくい舗装材を用いる。また側溝の蓋やマンホールの蓋などは滑りにくい素材に改良する。
	横断歩道接続部の勾配を解消（5%以下（やむを得ない場合は8%以下））し、車椅子使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。
	歩車道境界部の段差は、車椅子利用者や視覚障害者等に配慮した高さにする（2 cmを標準）。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車椅子使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	電灯や案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。
	駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に現在地や乗り場、行き先のわかる総合案内板等を設置する。
	主要な動線や設備には、連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。

バス乗降場	バス乗降場にベンチや屋根を設置するなど、快適な待合環境の整備を行う。 (バス事業者との連携)
	バス乗降場を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)
	券売機や精算機は、蹴込や音声案内、点字表示などを設け、車椅子使用者や視覚障害者に配慮したものを設置する。
タクシー乗降場	タクシー乗降場を設置する歩道は、車椅子でも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を小さくする(2cmを標準)。
自家用車乗降場	身体障害者用乗降場を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すよう利用者への啓発を行う。
上下移動	階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
	エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。
トイレ	車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴り込みが十分な洗面台の設置など)。
	オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。
	和式便房を洋式化する。
	JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。
案内設備・情報のバリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める。
	エレベーターやスロープ、乗降場などの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。
	案内所や待合室では、窓口に耳マークなどを表示し、聴覚障害者に対して筆談可能であることがわかるようにする。
	多言語表記の案内設備や多言語対応の窓口等を設置する。
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備などの適切な維持管理に努める。
普及・啓発	自転車利用者及び歩行者に対して通行ルールやマナーの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携)

③ 自由通路・地下通路

項目	自由通路・地下通路のバリアフリー化の方針
通路	<p>主要な通路に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合した、舗装面との色の差による見やすさに配慮したものとする。</p>
	<p>主要な通路には手すりを両側に設置する。</p>
	<p>舗装は雨天時でも滑りにくいものとする。</p>
	<p>傾斜路の勾配は1/12以下とし、高さ75cm以内ごとに踊り場を設ける。</p>
上下移動	<p>階段は、滑りにくい床材とし、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</p>
	<p>エレベーターは、車椅子が複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。</p>
	<p>エスカレーターは、駆動方向がわかるように音声案内を設置する。</p>
トイレ	<p>車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みが十分な洗面台の設置など）。</p>
	<p>オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。</p>
	<p>和式便房を洋式化する。</p>
	<p>JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</p>
案内設備・情報のバリアフリー	<p>ピクトグラム等を活用した大きくわかりやすい表記、多言語表記の案内設備を設置する。</p>
普及・啓発	<p>歩行者等に対して、通行等のマナーの啓発を推進する。</p>

【参考】

■移動等円滑化基準：

バリアフリー法に基づき、高齢者や障害者等が円滑に移動や施設利用をできるようにするための各種施設の構造及び設備に関して遵守すべき基準を定める省令

■移動等円滑化整備ガイドライン：

高齢者や障害者等の多彩なニーズに応えるため、各種施設の望ましい整備内容を具体的に示した目安

表 4-5 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成元年 6 月改正)
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 (道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月 (令和 2 年 10 月改正)
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (令和元年 6 月改正)
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月 (令和 2 年 3 月改正)
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月 (令和 2 年 10 月改正)
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (平成 31 年 3 月改正)	
条例等	公共交通・ 道路・公園 ・建築物等	岡山県福祉のまちづくり条例	岡山県 平成 13 年 4 月 (平成 31 年 10 月改正)
		岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例	岡山市 平成 14 年 4 月

4.4 行為の届出制度

(1) 届出制度の概要

多くの人の移動がある旅客施設をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路等の交通結節点では、特に移動の連続性を確保することが重要です。

バリアフリー法の規定により、公共交通事業者等または道路管理者は、移動等円滑化促進地区内の旅客施設や道路の改修等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに市へ届け出ることが必要になります。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認められる場合、届出者に対し行為の変更等の必要な措置を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

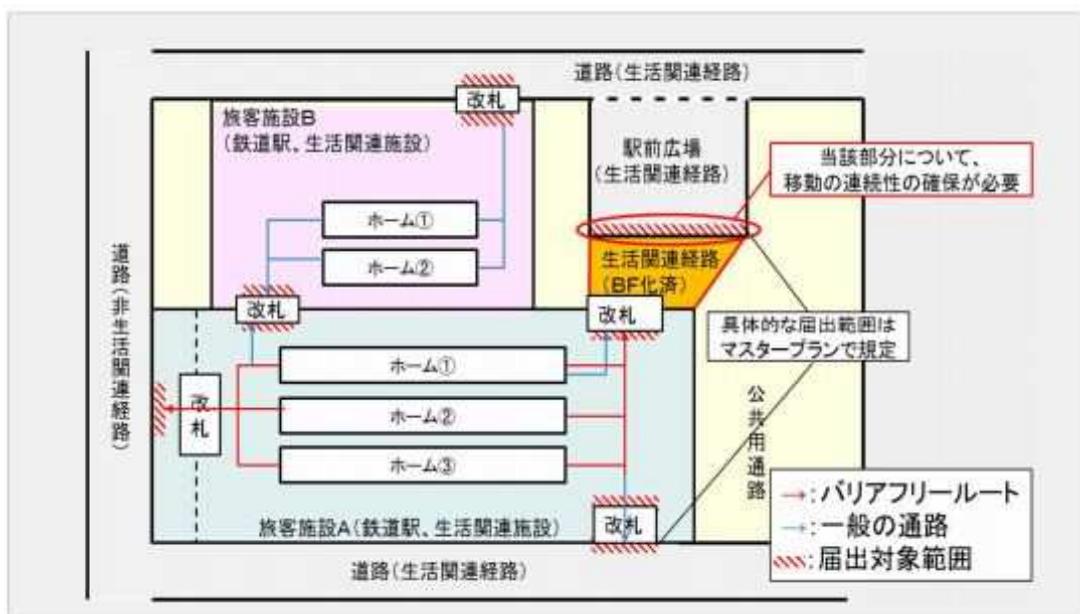
(2) 届出制度の対象の指定

届出制度の対象とする範囲を設定します。

バリアフリー法施行令では、以下のとおり届出の対象範囲が定められています。

表 4-6 届出対象となる行為と範囲

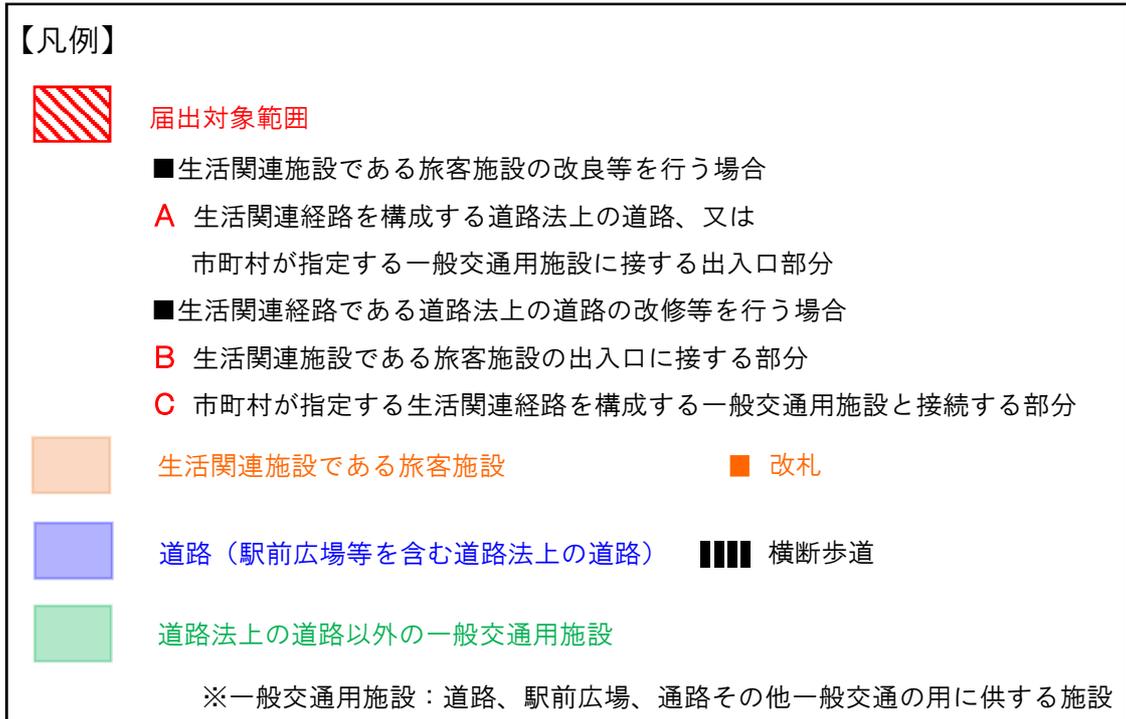
届出対象となる行為	届出対象の範囲
生活関連施設である 旅客施設の改良等	他の生活関連旅客施設に接する出入口部分
	生活関連経路を構成する道路法上の道路、又は市町村が指定する一般交通用施設に接する出入口部分
生活関連経路である 道路の改良等	生活関連施設である旅客施設の出入口に接する部分
	市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設と接続する部分



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

図 4-18 届出対象のイメージ

各移動等円滑化促進地区における届出制度の対象範囲を示します。なお、具体的な範囲は事業実施の際に管理者と協議の上決定することとします。



1) 岡山駅周辺地区における届出制度の対象範囲

岡山駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

なお、当該地区は地区の一部を重点整備地区（第5章）に重ね指定しており、特定事業として実施するものは、届出の対象外となります。

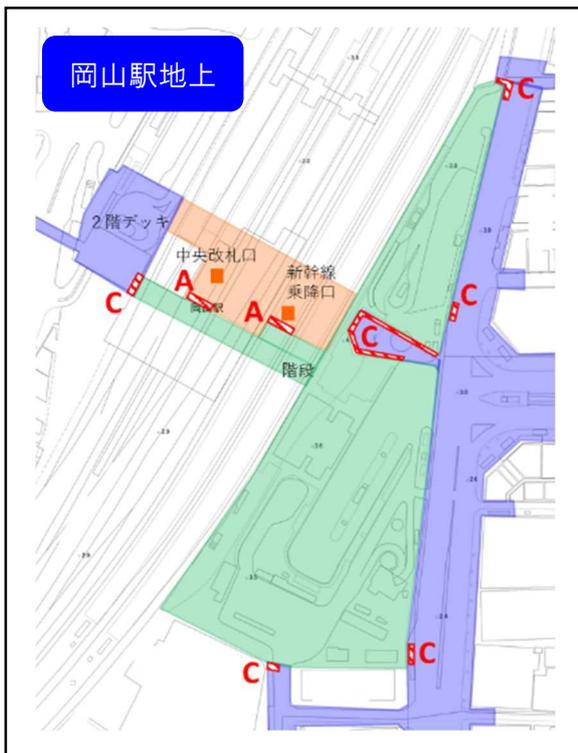


図 4-19 岡山駅（地上）の届出対象範囲



図 4-20 岡山駅（地下）の届出対象範囲

岡山駅東口バスターミナル

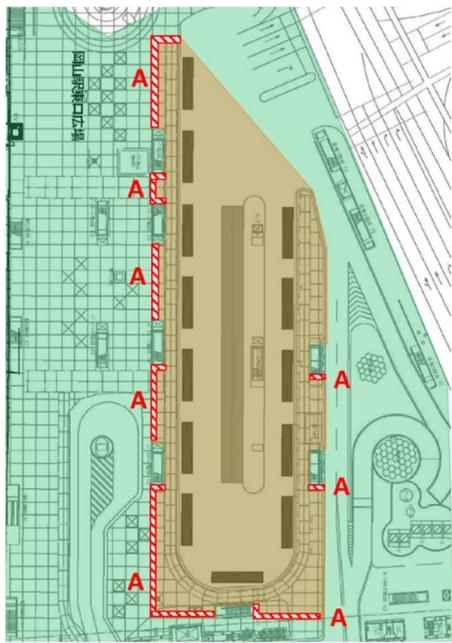


図 4-21 岡山駅東口バスターミナルの届出対象範囲

岡山駅西口バスターミナル

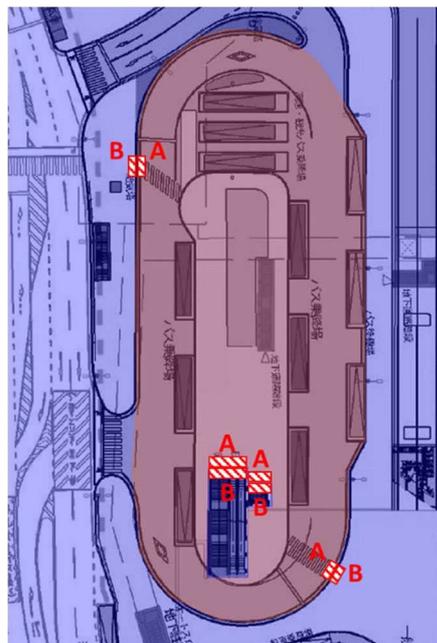


図 4-22 岡山駅西口バスターミナルの届出対象範囲

岡山駅前電停

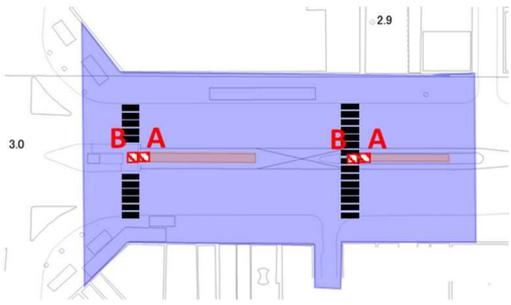


図 4-23 岡山駅前電停の届出対象範囲

西川緑道公園電停

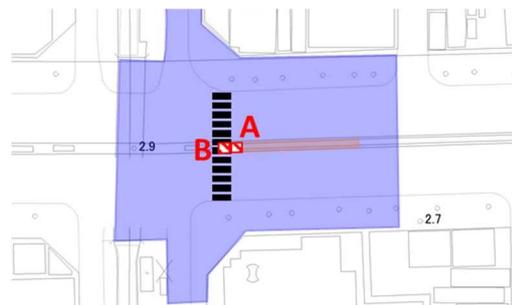


図 4-24 西川緑道公園電停の届出対象範囲

柳川電停

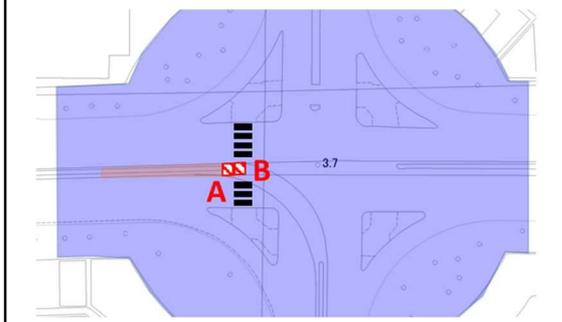


図 4-25 柳川電停の届出対象範囲

郵便局前電停

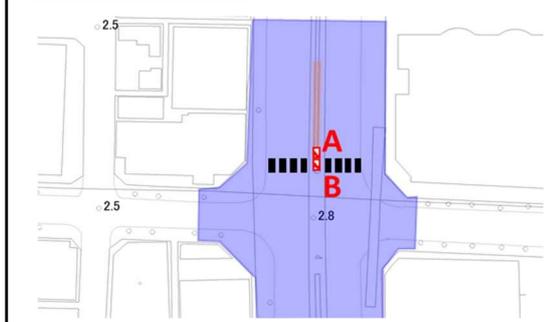


図 4-26 郵便局前電停の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。



田町電停

図 4-27 田町電停の届出対象範囲



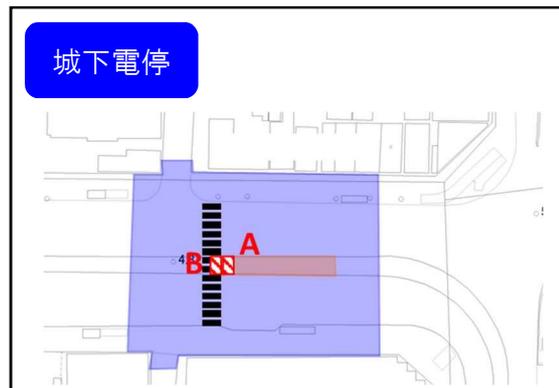
新西大寺町筋電停

図 4-28 新西大寺町筋電停の届出対象範囲



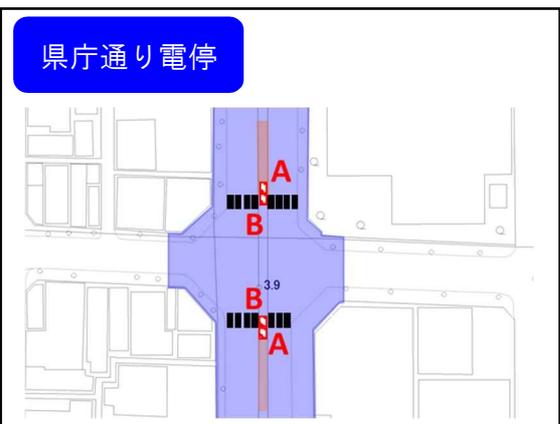
大雲寺前電停

図 4-29 大雲寺前電停の届出対象範囲



城下電停

図 4-30 城下電停の届出対象範囲



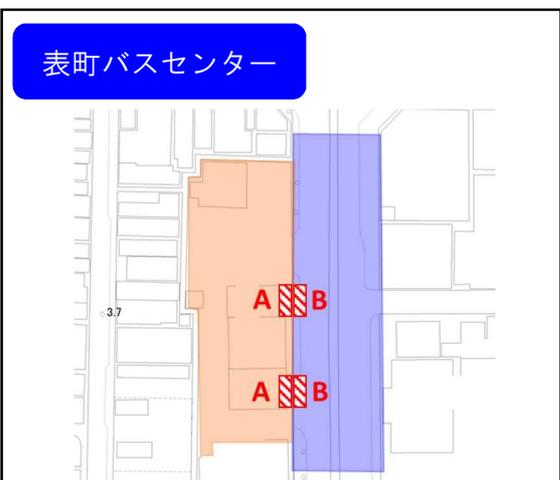
県庁通り電停

図 4-31 県庁通り電停の届出対象範囲



西大寺町電停

図 4-32 西大寺町電停の届出対象範囲



表町バスセンター

図 4-33 表町バスセンターの届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。

2) 北長瀬地区における届出制度の対象範囲

北長瀬地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-34 北長瀬駅の届出対象範囲

3) 浜・原尾島地区における届出制度の対象範囲

浜・原尾島地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

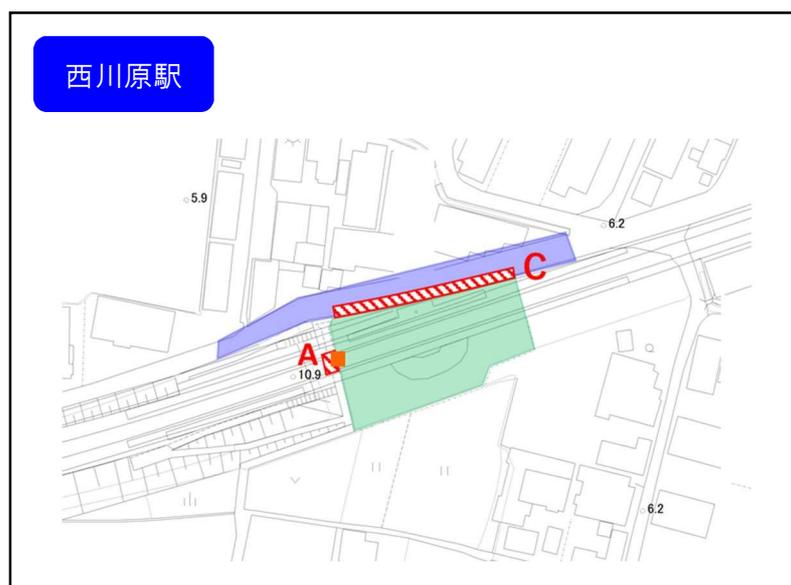


図 4-35 西川原駅の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。

4) 西大寺地区における届出制度の対象範囲

西大寺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-36 西大寺駅の届出対象範囲

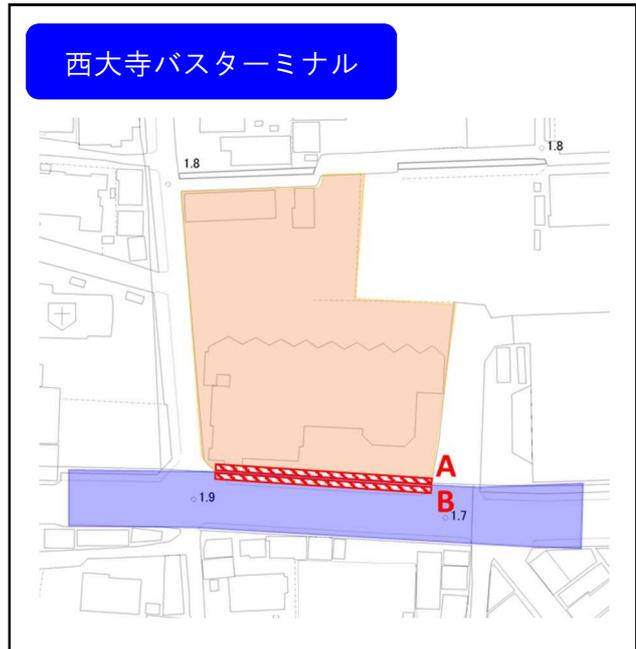


図 4-37 西大寺バスターミナルの届出対象範囲

5) 東岡山駅周辺地区における届出制度の対象範囲

東岡山駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

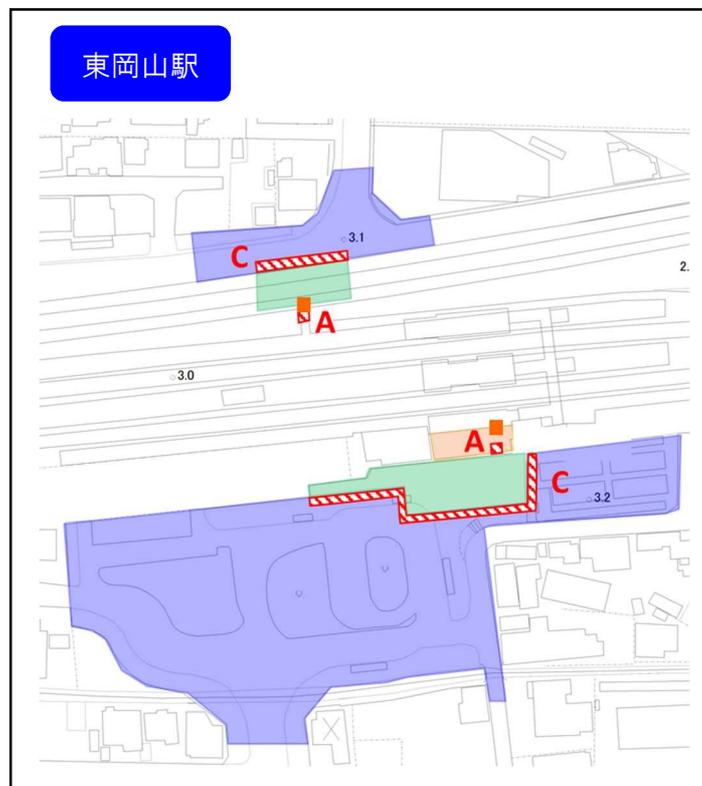


図 4-38 東岡山駅の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。

6) 妹尾駅周辺地区における届出制度の対象範囲

妹尾駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

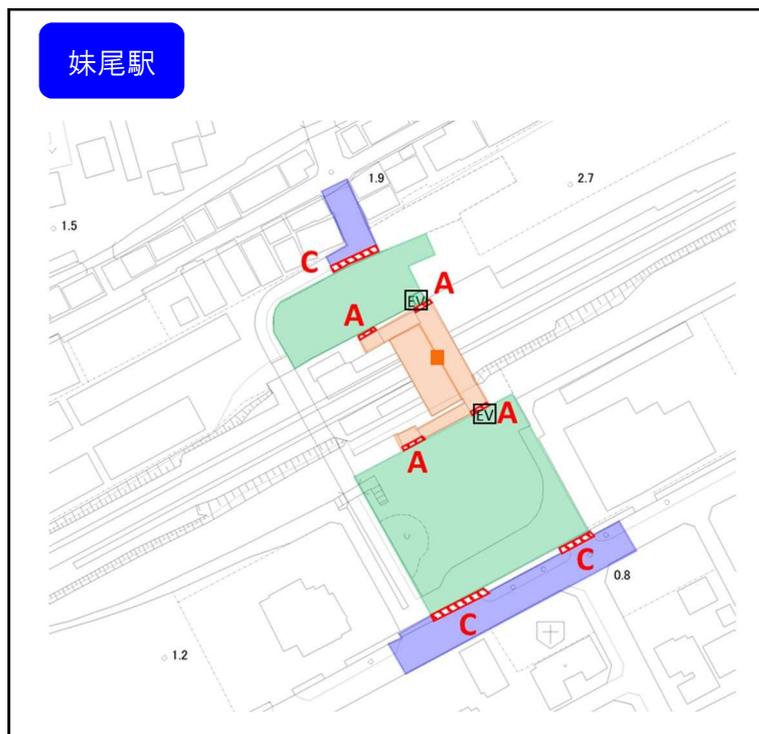


図 4-39 妹尾駅の届出対象範囲

7) 瀬戸駅周辺地区における届出制度の対象範囲

瀬戸駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-40 瀬戸駅の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。

8) 大元駅周辺地区における届出制度の対象範囲

大元駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-41 大元駅の届出対象範囲

9) 備前西市駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備前西市駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

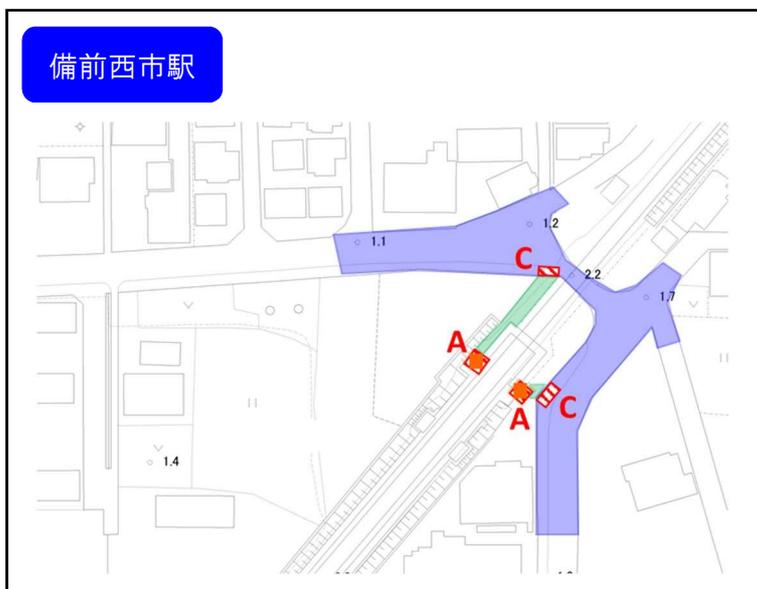


図 4-42 備前西市駅の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。

10) 大多羅駅周辺地区における届出制度の対象範囲

大多羅駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-43 大多羅駅の届出対象範囲

11) 備中高松駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備中高松駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-44 備中高松駅の届出対象範囲

12) 備前三門駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備前三門駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

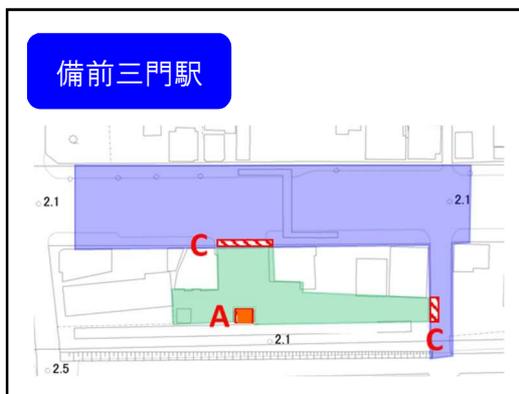


図 4-45 備前三門駅の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。

1 3) 備前一宮駅周辺地区における届出制度の対象範囲

備前一宮駅周辺地区において、届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。



図 4-46 備前一宮駅の届出対象範囲

凡例は、55 ページに記載しています。